令和4年(行ケ)第13号 選挙無効請求事件 原告 鶴本 圭子 外(以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という) 被告 東京都選挙管理委員会 外(以下、「国」ともいう)

# 準備書面(3) (主張の要旨)

令和4年9月5日

東京高等裁判所第2民事部 御中

同

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

弁護士 久保利 同 英 明 同 弁護士 伊 藤 真 同 弁護士 黒 田 健 口 雄一郎 同 弁護士 江 同 弁護士 田 辺 克 彦 同 弁護士 石 渡 進 介 同 弁護士 森 Ш 幸 同 弁護士 山 中 眞 人 同 弁護士 平 井 孝 典 弁護士多 田

幸

生

# 目 次

第 1 部 (本書 1~12頁)
(「立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失わ
れ」〈令和 2 年大法廷判決(参)参照 民集 74 巻 8 巻 2126 頁〉 た)(本書 1~12 頁)1
<b>1 最高裁大法廷判決(参):</b> (本書 1~6 頁)
2 ①「選挙制度協議会報告書」(平成 26 年)(甲 152);②「参議院改
革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書」(平成30年)(甲153);
③ 6 項目に関する「参議院改革協議会報告書」(令和 4 年)(甲 154): (本書 6~10 頁)
3 (上記1~2の小括): (本書 10頁)
4 【本件選挙(但し、較差是正未達の選挙)で選出された国会議員は、
「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員で
あるので、「国会活動の正統性」を欠く。憲法は、「国会活動の正
統性」を欠く国会議員が憲法改正の国会発議(憲法 96 条 1 項)を行うことを予定していない。】: (本書 10~12 頁)
フことを <b>ずた</b> していない。」・(本書 10~12 頁)
<b>第 2 部</b> (本書 13~86 頁)
<b>  統治論</b> (本書 13~29 頁)
1 【統治論(その1)】(1 憲法 56 条 2 項 ; 2 1 条及び前文第 1 項第 1
文後段; ③ 前文第1項第1文前段は、人口比例選挙を要求する): (本書 13
~18頁)
2 【統治論(その2)】(本書 19~29頁)
(1) 第1の論点("「多数決」か?" 又は "「少数決」か?"):
(本書 20~21 頁)20 (2) 第2の論点(誰の「多数決」か?(即ち、"「主権」を
有する国民の「多数決」か?"又は『国会議員の「多数
<b>決」か?"):</b> (本書 22~25 頁)
(3) 第3の論点(1) 憲法 56 条 2 項 〈「両議院の議事は、・・・・過半数
でこれを決し」〉; 2 1条〈「主権の存する日本国民」〉 <b>及び 憲法前文第</b>
1 <b>項第 1 文後段</b> 〈「主権が国民に存することを宣言し、」〉 <b>; 3 前文第 1</b> 項 <b>第 1 文前段</b> 〈「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通
はて行動し、」〉(強調 引用者) <b>)は、人口比例選挙を要求するか、</b>
否か?): (本書 26~28 頁)

(4) 第4の論点(本件選挙は、1 憲法 56条2項;2 1条及び前
文第1項第1文後段;③ 前文第1項第1文前段の要求する人口比
<b>例選挙であるか否か?):</b> (本書 28 頁)
2【8個の裁判例(高裁)は、人口比例選挙説に立っていると
解される】:(本書 29 頁)
■ 国会議員主権国家: (本書 30~31 頁)
Ⅲ 【平成 29 年大法廷判決(参)及び令和 2 年大法廷判決(参)の
「違法判断の基準時」判断基準の不当な変更】(本書 32~40 頁) 32
<b>1 序</b>
2 昭和51年大法廷判決(衆)の「違法判断の基準時」の判断基準
32
3 令和2年大法廷判決(参)の「違法判断の基準時」の判断基準
4【「違法判断の基準時」の法律論】(本書 33~36頁)
(1)【本件訴訟物】33
(2)【「違法判断の基準時」の問題】33
(3)【論理否定の法理】
5 令和 2 年大法廷判決(参)による、【最大判昭 51.4.14 の
「違法判断の基準時」の判断(判例)の不当な変更】(本書 36~ 38 頁)
38頁)36 6 【「都道府県を各選挙区の単位とする選挙」「制度の仕組み自
体の見直しが必要である」(平成 26 年大法廷判決(参)参照)】(本書 38
~40頁)
Ⅳ【先例の拘束力と判例の変更の要件】(本書 41~43頁)41
◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ▼ ▼ <b>V 事情判決の法理は、天使の法理である:</b> (本書 44~52 頁)
<b>1 【昭和 51 年大法廷判決(衆)】:</b> (本書 45~46 頁)
2 【昭和 60 年大法廷判決(衆)/事情判決】: (本書 46~48 頁) 46
3 【比較衡量(具体的な検討)】:(本書 48~52 頁)
Ⅵ 「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員
は、「国会の活動の正統性」(平成 26 年大法廷判決(参) 民集 68 巻 9 号 1383
頁) を欠く:(本書 53~56 頁)
VII 立証責任は、国にある:(本書 57~59 頁)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅷ 参院選の1票の投票価値の平等の要請は、衆院選のそれより「後週してよりと解すべき理由は見いだし難い」(◎□は◎ノダナ)は
り「後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」(①平成 24 年大法 廷判決(参) 民集 66 巻 10 号 3368 頁 : ②平成 26 年大法廷判決(参) 民集 68 巻 9 号
1374 頁) 3 (本書 60~64 頁)

1 「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、	
両議院で可決したとき法律となる。」(憲法 59 条 1 項):(本書 60~	_
61 頁)	)
2 当該約61年間に、衆議院の多数意見(50%超の意見)と	
参議院の多数意見(50%超の意見)が、最終的決議の直前ま	
で又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で 15 個あった。その15個の立法事案の全てにおいて、参議院の多数意	
見が、法律の成立・不成立を決定した:(本書 61~64 頁)	1
3 平成 24 年大法廷判決(参)及び平成 26 年大法廷判決(参)	•
のそれぞれの「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照	
らすと、参議院は、衆議院とともに、国権の最高機関として適切に民意	
を国政に反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり、	
参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後	
退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調 引用者)との判示に 照らして、参院選の 1 票の投票価値の平等の要請が、衆院選	
思うして、	
(強調 引用者) と解される: (本書 64 頁)	4
IX 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する:(本書 65∼68	
頁)65	5
	5
頁)	
<sub>頁)</sub>	
頁)	9
<ul> <li>(5)</li> <li>(72頁)</li> </ul> A 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む): (本書69~72頁)	9
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       73	9
(5)X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む): (本書 69~72頁)(5)(本書 73~75頁)(5)7(5)(本書 73~74頁)	9 3 5
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       73         1 「合理的期間論」と憲法 98 条 1 項:(本書73~74頁)       73         2 11 人の憲法学者の意見:(本書75頁)       75         最後に(本書76~81頁)       76	9 3 5
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       73         1 「合理的期間論」と憲法98条1項:(本書73~74頁)       73         2 11人の憲法学者の意見:(本書75頁)       75         最後に(本書76~81頁)       76         1 ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉:(本書76頁)       76	9 3 5 6 6
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       73         1 「合理的期間論」と憲法 98 条 1 項:(本書73~74頁)       73         2 11 人の憲法学者の意見:(本書75頁)       75         最後に(本書76~81頁)       76	9 3 5 6 6
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       75         1 「合理的期間論」と憲法98条1項:(本書73~74頁)       75         2 11人の憲法学者の意見:(本書75頁)       75         最後に(本書76~81頁)       76         1 ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉:(本書76頁)       76         2 寺田逸郎裁判長(最高裁所長官(当時))の質問:(本書76~79頁)       76         3 大谷直人最高裁長官(当時)の新任判事補宛訓示(令和2年1月15日):(本書79~80頁)       75	9 3 5 6 6 6
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       73         1 「合理的期間論」と憲法98条1項:(本書73~74頁)       73         2 11人の憲法学者の意見:(本書75頁)       75         最後に(本書76~81頁)       76         1 ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉:(本書76頁)       76         2 寺田逸郎裁判長(最高裁所長官(当時))の質問:(本書76~79頁)       76         3 大谷直人最高裁長官(当時)の新任判事補宛訓示(令和2年1月15日):(本書79~80頁)       75         4 11 ブロック制選挙を採用すれば、実質的にみて、人口比例選	9 3 5 6 6 6 9
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       75         1 「合理的期間論」と憲法98条1項:(本書73~74頁)       75         2 11人の憲法学者の意見:(本書75頁)       76         最後に(本書76~81頁)       76         1 ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉:(本書76頁)       76         2 寺田逸郎裁判長(最高裁所長官(当時))の質問:(本書76~79頁)       76         3 大谷直人最高裁長官(当時)の新任判事補宛訓示(令和2年1月15日):(本書79~80頁)       75         4 11 ブロック制選挙を採用すれば、実質的にみて、人口比例選挙に成る:(本書80~81頁)       86	9 3 5 6 6 6 9
頁)       65         X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む):(本書69~72頁)       65         XI 合理的期間:(本書73~75頁)       73         1 「合理的期間論」と憲法98条1項:(本書73~74頁)       73         2 11人の憲法学者の意見:(本書75頁)       75         最後に(本書76~81頁)       76         1 ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉:(本書76頁)       76         2 寺田逸郎裁判長(最高裁所長官(当時))の質問:(本書76~79頁)       76         3 大谷直人最高裁長官(当時)の新任判事補宛訓示(令和2年1月15日):(本書79~80頁)       75         4 11 ブロック制選挙を採用すれば、実質的にみて、人口比例選	9 3 5 6 6 6 9

# 第1部(本書1~12頁)

(「立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われ」〈令和2年大法廷判決(参)参照 民集74巻8巻2126頁〉た)(本書1~12頁)

- **1 最高裁大法廷判決(参):** (本書 1~6 頁)
- (1) **平成 18 年大法廷判決(参)**(甲 11)は、「**これまでの制度の枠組みの見直しをも含め**、選挙区間における選挙人の投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが、憲法の趣旨にそうものというべきである。」(強調 引用者)と判示した(民集 60 巻 8 号 2705 頁)。
- (2) **平成 21 年大法廷判決(参)**(甲 13)は、参院選(選挙区)が、「都道府県を 単位とする選挙区」であることを認めたうえで、憲法の要求する「投票価値の 平等という観点」から、

「現行の**選挙制度の仕組み自体の見直し**が必要となることは否定できない」<sub>(強調 引用者)</sub>

と判示する(民集63巻7号1521、1528頁)。

(3) 平成 24 年大法廷判決(参)(甲 15)は、

と判示する(民集66巻10号3371頁)。

「さきに述べた国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある。」 (強調 引用者)

### (4) 平成 26 年大法廷判決 (参) (甲 17) は、

「エ 本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡し後に成立した平成24年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるが、上記ウのとおり、本件旧定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると評価されるに至ったのは、総定数の制約の下で偶数配分を前提に、長期にわたり投票価値の大きな較差を生じさせる要因となってきた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みが、長年にわたる制度及び社会状況の変化により、もはやそのような較差の継続を正当化する十分な根拠を維持し得なくなっていることによるものであり、同判決において指摘されているとおり、上記の状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、上記制度の仕組み自体の見直しが必要であるといわなければならない。」(強調 引用者)

と判示し(民集 68 巻 9 号 1375~1376 頁)、 さらに、

「しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである。」(強調 引用者)と判示する(民集 68 巻 9 号 1380~1381 頁)。

(5) 平成 29 年大法廷判決(参)(甲 19) は、

「また、平成27年改正法は、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものということができる。

そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。」(強調 引用者)と判示する(民集71巻7号1151頁)。

## (6) 令和 2 年大法廷判決(参)(甲 21) は、

「しかしながら、選挙制度改革に関する具体案について各会派の意見の隔たりは大きく、一致する結論を得ることができないまま、本件選挙に向けて平成30年改正法が成立したものである。このような経緯もあり、同法の内容は、選挙区選出議員に関する従来からの選挙制度の基本的な仕組み自体を変更するものではないが、上記のとおり合区の解消を強く望む意見も存在する中で、平成27年改正により縮小した較差を再び拡大させないよう合区を維持することとしたのみならず、長らく行われてこなかった総定数を増やす方法を採った上で埼玉県選挙区の定数を2人増員し、較差の是正を図ったものである。その結果、平成27年改正により5倍前後から約3倍に縮小した選挙区間の較差(平成28年選挙当時は3.08倍)は僅かではあるが更に縮小し、2.99倍(本件選挙当時は3.00倍)となった。

(4) 前記 2 (8) のとおり、平成 2 9年大法廷判決は、平成 2 7年改正法

附則7条が次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて 引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を規定していること等を指摘した 上で、平成27年改正は、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差 の是正を指向するものと評価することができるとし、このような事情を総合すれば、平成28年選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないと判示した。

本件選挙は、同判決の言渡しの後成立した**平成30年改正法**における本件定数配分規定の下で実施されており、その投票価値の不均衡については、**同判決の判示した事情も踏まえた検討がされるべきである**。

内容は、結果として、選挙区選出議員に関しては1選挙区の定数を2人増員する措置を講ずるにとどまっている。他方、同法には上記附則のような規定が設けられておらず、同法の審議において、参議院選挙制度改革について憲法の趣旨にのっとり引き続き検討する旨述べる附帯決議がされたが、その中では選挙区間における較差の是正等について明確には言及されていない。国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員選挙については直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいいと解すべき理由は見いだし難く、前記(2)で述べた憲法の趣旨等との調和の下に投票価値の平等が実現されるべきことは平成29年大法廷判決等でも指摘されているのであるから、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、収組を進める

# ことが求められているところ、上記のような平成30年改正において、 こうした取組が大きな進展を見せているとはいえない。

しかしながら、前記のような平成30年改正の経緯及び内容等を踏まえると、同改正は、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を前記の程度(ただし、3.08倍。引用者注)まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということができる。また、参議院選挙制度の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、その実現(すなわち、「選挙制度の改革」の実現引用者注)は漸進的にならざるを得ない面がある。そうすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。

(5) 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、 違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、 本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできな

い。」(強調 引用者)

と判示する(民集74巻8号2124~2127頁)。

# (7) 【(1)~(6)の小括】

上記(1)~(6) (本書1~5頁) 記載のとおり、最高裁が選挙制度の仕組み自体の見直 しの検討を初めて国会に求めたのは、平成 18 (2006) 年大法廷判決である。 爾後、平成 21 年大法廷判決(参); 平成 24 年大法廷判決(参); 平成 26 年 大法廷判決(参); 平成 29 年大法廷判決(参); 令和 2 年大法廷判決(参)は、いずれも、『**都道府県を選挙区の単位**とする参院選(選挙区)の選挙制度の仕組み自体を**見直して**現行の選挙制度を改め、一票の投票価値の**較差の是正**をすべきである』旨判示している。

- 2 ① 「選挙制度協議会報告書」 (平成 26 年) (甲 152);② 「参議院改革協議会 選挙制度に関する専門委員会報告書」 (平成 30 年) (甲 153);③ 6 項目に関する 「参議院改革協議会報告書」 (令和 4 年) (甲 154): (本書 6~10 頁)
- (1) 平成 26 年 12 月 26 日付選挙制度協議会報告書 (甲 152)
  - ア 平成 26 年 12 月 26 日、選挙制度協議会座長は、参議院議長に対し、「選挙制度協議会報告書」を提出した(以下、「平成 26 年参議院選挙制度に関する報告書」という)(甲 152)。

「平成 26 年参議院選挙制度に関する報告書」は、「参議院選挙制度」という 1 つの項目のみに焦点を当てた報告書であり、【各会派が、該参議院選挙制度改革という項目について、11 ブロック制などの具体的な改革試案を提示するなど、改革の実現に向けての議論したこと】が記述されている(同報告書 14 ~24 頁)。

各政党の主張は、要約すると、下記【表 1】(本書8頁) に示すとおりである。

- **イ** なお、同報告書によれば、「**2倍を超える最大格差**は許容される」との認識 を示したのは、**自民党のみ**であった(同報告書 **11~12** 頁)。
- (2) 平成30年5月7日付参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書 (甲153)

「平成 30 年参議院選挙制度改革に関する報告書」も、前回設置の協議会(平

成 25 年設置)から継続して、「参議院選挙制度」という **1 つの項目**のみに焦点を当てた協議会の報告書であり、【各会派が、該参議院選挙制度改革について、 11 ブロック制などの**具体的な改革試案を引き続き提示**するなど、改革の実現に向けての議論がなされたこと】が記述されている。

各政党の主張は、要約すると、下記【表1】(本書8頁) に示すとおりである。

### (3) 令和 4 年 6 月 8 日参議院改革協議会報告書(甲 154)

令和4年6月8日、参議院改革協議会座長は、参議院議長に対し、「参議院 改革協議会報告書」を提出した。

同報告書は、表題から「選挙制度」の文言は削除され、参議院改革協議会作成の6つの項目(即ち、①「参議院の在り方」、②「参議院選挙制度」、③「議員の身分保障」、④「委員会・調査会等の整理再編・充実」、⑤「行政監視機能の更なる充実」、⑥「デジタル化、オンライン審議」)に関する報告書であった(以下、「令和4年6項目に関する参議院改革協議会報告書」という」)。

「令和4年6項目に関する参議院改革協議会報告書」は、上記①~⑥の6項目をカバーする報告書であり、「参議院選挙制度改革」の項目は、同6つの項目のうちの1つでしかなく、同報告書の中に、前々回協議会(平成25年設置)及び前回協議会(平成29年設置)で継続審議された選挙制度改革について、【各会派の具体案(選挙制度改革案)が提出されたこと】についての記述は一切ない。即ち、同協議会(令和3年設置)において、自民、立憲民主、公明、維新、共産、国民民主の全ての政党は、選挙制度改革の実現にむけての具体案を議論することを怠った。

「令和4年6項目に関する参議院改革協議会報告書」のこの記述内容に照らし、「立法府の検討の過程において較差の是正を指向する姿勢が失われ」(強調 引用者)(令和2年11月18日大法廷判決(参)民集74巻8巻2126頁)た、と解される。

(4) 下記**表 1** (本書8頁) は、平成 26 年、平成 30 年、令和 4 年の各報告書の要旨 をまとめたものである。

	自民	民主修正案	公明	維新	共産	社民
平成 26 年参議院選挙 制度に関する報告書 (甲 152)での提示案	都道府県単位の 選挙区(合区含む) 最大格差(1対3.32) +全国比例 近い将来の憲法 改正を目指す。	同(1対 <b>1.891</b> )	<b>11 ブロック制</b> 同 (1 対 <b>1.132</b> )	11 ブロック制 同 (1 対 1.136) +全国比例	ブロック制比例 西岡案(9 ブロッ ク制) 同(1 対 1.066) をたたき台とす る。	11 ブロック制 同(1 対 1.433) <u>+全国比例</u>
最大較差 2 倍超が 許されるか、につい ての各会派の見解 (同報告書 11~12 頁)	0	文憲	×	×	×	×
平成 30 年参議院選挙 制度改革に関する報告 書 (甲 153) での提示案	都道府県単位の 選挙区 十全国比例 憲法改正を目指 す。	の2案のうちのい ずれか		11 ブロック制 (1 対 1.151) <u>+全国比例</u>	ブロック制比例 (西岡案・9 ブロック制) (1対 1.066) をたたき台とする。	
令和4年6項目に関する参議院改革協議会報告書(甲154)		党として、 <b>具体に )選挙制度改革の</b>				がなく、また、

表 1

(5) A 自民党は、自民党のホームページで、下記の憲法 47 条改正案を公開している。

### 「第47条

1 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも1人を選挙すべきものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の 選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」(強調 引用者)

自民党の**憲法 47 条改正案**は、**合区解消**を目的としており、参議院選挙改革 を拒否するものである。

B 令和3 (2021) ~令和4 (2022) 年の時点で、

<u>一方で、</u>改憲派の各政党にとって、憲法改正が具体的な問題として視野に入るようになり、

他方で、改憲反対派の各政党にとっても、2022年参院選で全議席の3分の1を占める見通しが立たず、改憲賛成政党及び/又は公明党の賛成票により、各院の2/3の賛成で、憲法改正の国会発議(憲法96条1項)が成立し得る、政治状況が生じた。

- C 当該政治状況においては、憲法 47 条改憲案(即ち、各都道府県は少なくとも 1人の国会議員を選出できるという案)を唱える自民党に限らず、公明党、立 憲民主党、維新、共産党、れいわ、社民党にとっても、【『現行憲法下での選挙制度改革案を作成し、それらの是非を議論すること』<sup>1)</sup>が、現実の政治状況から 乖離するするものであって、政治的に重要な意味を持たなくなった】と解される。
- D 結局、当該令和 3 (2021) ~令和 4 (2022) 年において、**改憲の成否の問題が 目前に迫っている政治状況の下**(但し、改憲反対の 4 政党(立憲民主党、共産党、 国民民主党、れいわ) が本件選挙で全改選議席の**3分の1を獲得できない**であろ

<sup>1)</sup> 平成 26 年大法廷(違憲状態)判決後に成立した**平成 27 年改正法附則 7 条**は、「平成 31 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員 1 人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ**選挙制度の抜本的な見直し**について引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」と規定し、強い決意を表明していた。

うと予測されていた政治状況)では、『自民党、公明党、立憲民主党、維新、共産党、国民民主党、れいわ』が、**現行憲法の下での**「較差の是正を指向する姿勢(を)失」ったことは、容易に推察できる(但し、当該各会派の議員は、国会議員としての憲法 99 条違反の責任が生じているが)。

### 3 (上記1~2の小括): (本書 10 頁)

- (1) 令和 3 年設置協議会では、自民党のみならず、自民党以外の他の各政党(公明党、立憲民主党、維新、共産党、国民民主党、れいわ)も、自民党の憲法 47 条 1 項改正案(各都道府県を選挙区とする場合、各選挙区は少なくとも 1 人の国会議員を選出できる旨の憲法改正案)に引きずられて、平成 25 年以降継続的に行われていた選挙制度改革の実現に向けて、具体案を作成し、かつこれらにつき議論することを怠った。
- (2) 上記2 (本書 6~10 頁) で述べたとおり、(各政党の具体的な選挙制度改革 案が提示されたとの記述が存在しない)「令和 4 年 6 つの平等項目に関 する参議院改革協議会報告書」に照らして、立法府は、本件選挙投票日(違法判 断の基準時)の時点で、もはや、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組 み自体を見直すなど、「較差の是正を指向する姿勢」を失っている(即ち、「立法 府の検討過程において、較差の是正を指向する姿勢が失われ」(令和 2 年大法廷判決 (参) 民集 74 巻 8 巻 2126 頁) ている)、と解される。

よって、**令和 2 年大法廷判決(参)の判断基準**(上記 1(6) (本書 3~5 頁) 参照) に **照らしても**、本件選挙は、違憲状態、と解される。

4 【本件選挙(但し、較差是正未達の選挙)で選出された国会議員は、「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員であるので、「国会活動の正統性」を欠く。憲法は、「国会活動の正統性」を欠く国会議員が憲法改正の国会発議(憲

### 法 96 条 1 項) を行うことを予定していない。】: (本書 10~12 頁)

(1) 平成 26 年大法廷判決(参)(甲 17)において、5 最高裁判事(櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山﨑敏充 敬称略。以下、全て同じ)は、同人らの補足意見(民集 68 巻 9 号 1383 頁)の中で

「しかし、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」(強調 引用者)

と記述するとおり、「投票価値の不均衡の是正」のされていない当該選挙で選出された参院議員は、「**国会の活動の正統性**」(強調 引用者)を欠く、と判断している。

これに加えて、同平成 26 年大法廷判決(参)において、大橋正春、鬼丸かおる、木内道祥の 3 最高裁判事は「当該選挙は、違憲違法」の反対意見であり、更に、山本庸幸最高裁判事も、「当該選挙は、違憲無効」の反対意見である。従って、当該 4 最高裁判事も、当該「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠くと判断していると解される。

即ち、平成 26 年大法廷判決(参)の 15 最高裁判事のうち、上記の 9 最高裁判事(櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山﨑敏充、大橋正春、木内道祥、鬼丸かおる、山本庸幸の 9 判事)は、当該「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠くと解している、と解される。

(2) 令和2年大法廷判決(参)に照らして、本件選挙(1票の較差・1:3.03)は、「投

票価値の不均衡の是正」未達の選挙である。

従って、平成 26 年大法廷判決(参)の上記 5 判事の補足意見に照らせば、本件選挙は、「国会の活動の正統性を支える基本的条件」を満たしていない、と解される。

即ち、本件選挙で当選した国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠くと解される。

(3) 憲法 96 条 1 項は、【「**国会の活動の正統性」を欠く**国会議員が、憲法改正の国 会発議を行うこと】を**予定していない**。

【本件選挙で選出された、「**国会の活動の正統性」を欠く**国会議員が、憲法 96 条 1 項に基づいて、憲法改正の国会発議に投票すること】は、憲法 (1 憲法 56 条 2 項; 2 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段; 3 前文第 1 項第 1 文前段) 違反である。

当然のことながら、憲法改正は、憲法の定める**適法な手続**に従うべきである。 憲法改正を行うためには、**先ず最初に、**【「投票価値の不均衡」が是正された選挙で選出された「国会の活動の正統性」のある国会議員が、**憲法 96 条 1** 項に基づき憲法改正の国会発議を行うこと】が求められる。

(以下、余白)

# 第2部 (本書 13~86頁)

- 統治論 (本書 13~29頁)
- 1 【統治論 (その1)】 (1 憲法 56 条 2 項; 2 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段; 3 前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求する): (本書 13~18 頁)
- (1) (本書 13~18 頁)

下記①~⑥ (本書 13~18 頁) に示すとおり、 **1 憲法 56 条 2 項**; **2 1 条及び前 文第 1 項第 1 文後段**; **3 前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求する** (統治論)(下記 **2**[統治論(その 2)] (本書 19~29 頁) も、参照)。

- ① 国民は、主権<sup>2</sup> を有する (2 憲法1条 (「主権の存する日本国民」) 及び憲法前文第1 項第1文後段)。
- ② 国民は、**主権**の行使として、選挙権を行使する(憲法15条1項、3項;43条1項;44条)。
- ③ 国民は、「正当に選挙された」国会議員を通じて、**主権**を行使する(③ 憲法 前文第1項第1文前段〈「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動 し、」〉; ② 1条〈「主権の存する日本国民」〉及び前文第1項第1文後段〈「ここに主権が国民 に存することを宣言し、」〉)。

即ち、「正当に選挙された」国会議員は、**主権**を有する国民の「国会における代表者」である(③ 憲法前文第1項第1文前段〈「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」〉)。

換言すれば、「正当に選挙された」国会議員は、国会において、**主権**を有す

<sup>2)</sup> 下記 2、1、(2)脚注<sup>4)</sup> (本書 22 頁) 参照。

る国民を代表する (憲法前文第1項第1文前段)。

④ 「正当に選挙された国会における代表者」(③ 憲法前文第1項第1文前段〈「正当に選挙された国会における代表者」〉)は、「主権」を有する国民を「代表」(強調 引用者)して(③ 憲法前文第1項第1文前段〈「国民」の「国会における代表者」〉)、全出席議員の「過半数」(強調 引用者)(50%超)で、「両議院の議事」を決する(① 憲法56条2項〈「両議院の議事は、・・・・出席議員の過半数でこれを決し、」〉)。

ここで、「過半数」(強調 引用者)の文言が、統治論(1)憲法56条2項; 21条 及び前文第1項第1文後段; 31前文第1項第1文前段が、人口比例選挙を要求する旨の議 論)の中の肝たる、決定的文言である。

人権論は、「正当に選挙された」全出席議員の過半数が「両議院の議事」の それぞれを決す、という当該 決定的論点を見落としている。

⑤ 各院の全出席議員の過半数 (50%超) は、「正当(な)選挙」(③憲法前文第1項 第1文前段) (即ち、人口比例選挙)で、(各院の全議員との関係で按分される) 全出席議員の過半数 (50%超)の比率 (%)の 主権を有する全国民 から選出 されるよう要求される (③憲法前文第1項第1文前段 参照)。

その理由は下記 A~D で示すとおりである。

Α

- a <u>一方で</u>、**国会議員**は、**主権を有しない**。 他方で、**国民**は、**主権**を有する ② 憲法1条及び憲法前文第1項第1文後段)。
- b 国会議員は、主権を有しておらず、「主権」を有する国民から選出された「国会における代表者」にすぎないので、国会議員の過半数だけでは、そもそも、憲法上、内閣総理大臣(=行政権を100%支配する人)を指名できない。

c 「正当(な)選挙」で、(各院の全議員との関係で按分される)全出席議員の過半数 (50%超)の比率 (%)の 主権を有する全国民から選出される、各院の出席議員の過半数 (50%超)のみが、内閣総理大臣を指名できる (日憲法56条2項: 201条及び前文第1項第1文後段: 30前文第1項第一文前段)。

В

- 一方で、人口比例選挙では、【各院の全出席議員の 50%超(過半数)が、(各院の全議員との関係で按分される)全出席議員の 50%超(過半数)の比率(%)の **主権を有する全国民**から選出されること】が保障され、
- 他方で、非人口比例選挙では、【各院の全出席議員の 50%超(過半数)が、(各院の全議員との関係で按分される)全出席議員の 50%超(過半数)の比率(%)の 主権を有する全国民から選出されること】が保障されない。
- C したがって、
- D 非人口比例選挙で当選した国会議員は、「主権の存する日本国民」(憲法1 条及び前文第1項第1文後段)の「正当に選挙された国会における代表者」(強調 引用者)(憲法前文第1項第1文前段)ではないので、非人口比例選挙は、憲法 (憲法1条及び前文第1項第1文後段、憲法前文第1項第1文前段)に 反する。
- ⑥ 上記⑤について、下記 A~D のとおり、議論を補足する:(本書 15~18 頁)

Α

現在、参議院(選挙区)議員の定数は 148 人である。令和 3 年 9 月登録有権者数に基づけば、同参議院議員の過半数・75 人 (=定数 148 人の半数+1 (50.7% 〈≒75 人÷148 人〉ただし、小数点以下 2 桁を四捨五入〉)は、全有権者の 40.2%から選出されている (40.2% 〈ただし、小数点以下 2 桁を四捨五入〉は、各都道府県につき、参議院議員(選挙区) 1 人当り人口の最小県たる福井県の人口からスタートして、順次議員 1 人当り人口が増える方向に各都道府県の人口を積算し、当該各都道府県から選出の議員定数の累積値が 75 人 (全 148 人の過半数) に至る場合の、「累積有権者数」〈=42,476,678 人〉の、対全有権者数(105,605,922 人)3) 比である。)(平成 21 (2009) 年~同 29 (2017) 年選挙については、升永英俊「人口比例選挙 (その 3) 」 法学セミナー2019/05/no.772 66 頁、日本評論社 2019 参照、甲 84)。

逆に言えば、本件選挙(ただし、半数改選)では、全人口の **10.5**% (=50.7%-40.2% 〈ただし、小数点以下 2 桁を四捨五入〉) 〈=11,088,621 人=105,605,923 人×10.5%〉は、同参議院(選挙区)選出議員の過半数・75 人によって**代表**されていない。

В

全国民の 10.5% (=50.7%-40.2%) に着目すれば、当該「全国民の 10.5%」が、同参議院(選挙区)議員の過半数・75人によって代表されていないので、本件選挙は、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の定め (憲法前文第1項第1文前段) に違反する。即ち、憲法違反である。

換言すれば、全国民の 10.5%は、本件選挙(選挙区)で、「内閣総理大臣」(ただし、憲法 15条の「公務員」の一つ)を選定する「国民固有の権利」(憲法 15条)を否定されている。

#### これは、重大な憲法違反である。

C

<sup>3)</sup> 令和 3 年 9 月登録有権者数:総務省 https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/data/meibo/meibo\_R03.html

- る、内閣総理大臣(即ち、行政の長)の指名(憲法67条)にあたっては、
  - 【(i) (「**企当に選挙**された国会における代表者を通じて行動」する**)【主権**を有する国民】の**過半数**(50%超)が、
    - (ii)「正当(な)選挙」で、
    - (iii) 国会議員の**過半数** (ただし、単独与党の場合であれ、連立与党の場合であれ) を選出すること】

# • • • • • • が**決定的に重要**である。

(【主権を有する国民】の過半数が国会議員の過半数を選出することを保障する) 「正当(な)選挙」(憲法前文第1項第1文前段)は、人口比例選挙のみである。

D

国は、『憲法 47条 (「選挙区、・・(略)・・選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」) に基づいて、国会は、「選挙区」に関する事項につき立法裁量権があるので、参 院選(選挙区)での一票の格差・3倍は、許容される』旨主張する(令和2年 (行ツ)第28号 令和1年参議院(選挙区)選挙無効請求上告事件答弁書参 照)。

### 【原告らの反論】

- (a) (i) 国会議員は、憲法 99 条に基づき、「この憲法を尊重し擁護する義務 を負う」。
  - (ii) 1 憲法 56 条 2 項;
    - 2 1条及び憲法前文第1項第1文後段;
    - 3 憲法前文第1項第1文前段

が、「正当(な)選挙」たる人口比例選挙を要求する以上、国会議員は、 憲法 99 条に基づき、人口比例選挙を**前提**としたうえで、「選挙区」に関 する事項を法律で定める義務を負っている、と解される。 したがって、国の『国会は、憲法 47 条に基づいて「選挙区」に関し**裁 量権**を有するので、非人口比例選挙となるような選挙区であっても、そ れを立法できる』旨の主張は、憲法違反の主張である。

- (b) 原告らは、ここに下記**VII 立証責任は、国にある**、**1~2** (本書 57~59 頁) を引用する。
- (2)ア (【憲法が人口比例選挙を要求すること】を理由づけるための)上記(1)の① ~⑤ (本書 13~15頁)の文章は、【原告らの主張や評価を交えることなく、<u>憲法の</u> 各条規、各条規の用語の組み合わせのみにより構成されているという、文章 構成の特徴】を有している。
  - **イ** 同①~⑥ (本書 13~18頁) の文章が示すとおり、【憲法が人口比例選挙を求めていること】は、憲法の**各条規と各条規の用語の組み合わせのみ**により、**証明**される。
- (3) 本1【統治論(その1)】(① 憲法 56 条 2 項; ②1 条及び前文第 1 項第 1 文後 段; ③ 前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求する)(本書 13~18 頁)は、下記2 【統治論(その2)】(本書 19~29 頁)の議論により、補足される。

(以下、余白)

# 2 【統治論 (その2)](本書 19~29 頁)

本 **2【統治論(その 2)**】(本書 19~29 頁) は、上記 **1【統治論(その 1)**】 ① 憲法 56 条 2 項; ② 1条及び前文第 1 項第 1 文後段; ③ 前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求する)(本書 13~18 頁) を補足する。

### 【要約】(本書 19~20 頁)

- A 国政選挙の投票価値の不平等の問題は、憲法論として、
  - (1) 人権論(憲法 14 条等に基づく議論):
  - ② 統治論(憲法 56 条 2 項、1 条及び前文第 1 項第 1 文後段、前文第 1 項第 1 文前段、14 条に基づく議論)

#### の **2 の議論**がある。

しかしながら、従来(昭和37年〈選挙無効訴訟の最初の提訴〉~今日迄)、国 政選挙が憲法の投票価値の平等の要求に反するか否かの問題については、裁 判所(ただし、平成25年3月26日広島高裁岡山支部判決〈衆〉(甲30)、平 成25年11月28日広島高裁岡山支部判決〈参〉(甲31)を除く)は、専ら 人権論(即ち、憲法14条等に基づく人権論)の枠内で、国会の裁量による 匙加減で決められた一票の価値の最大較差が、合憲の範囲に留まるか否か を、判断し、統治論(即ち、憲法56条2項、前文第1項第1文後段及び1 条、前文第1項第1文前段が人口比例選挙を要求する旨の議論)が憲法論と して成り立つか否かを検討・判断することなく、判決を繰り返し言渡した。

B 平成 21 (2009) 年以降今日迄の全衆議院選挙(小選挙区)及び全参議院選挙(選挙区) に関する各人口比例選挙訴訟(各 14 高裁・高裁支部への累計 120 個の提訴〈ただし、平成 21 年衆院選のみ、8 高裁・高裁支部へ提

- 訴〉)で、原告らは、一票の投票価値の不平等の憲法問題は、先ず憲法論としての**手続法上**の議論たる**統治論**(憲法 56 条 2 項、前文第 1 項第 1 文後段及び 1 条、前文第 1 項第 1 文前段に基づく議論)を論じるべきである、と一貫して主張している。
- C 本件選挙の選挙区割りが合憲であるためには、上記 A 記載の① 統治論と ②人権論の 2 のハードルのいずれをもクリアすることが、求められる。
- 1 【統治論 (その2)】: (本書 20~28 頁)

【本件選挙の1票の投票価値の最大較差(1:3.03)が、憲法違反か否かの問題】を議論するに当たって、原告らは、まず争いのない下記(1)(本書20~21頁)の第1の論点("「多数決」か?"又は、"「少数決」か?")から議論を始め、順次下記(4)の第4論点(本書28頁)に至るまで議論を進めることとする。

- (1) **第1の論点("「多数決」か?"又は"「少数決」か?"):** (本書 20~21 頁) 第1の議論は、
  - "「多数決」か?" 又は
  - "「少数決」か?"

の議論である。

### 【議論】

① 憲法56条2項は、

「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の**過半数でこれを決し、**・・・・」

と定める。

② 「両議院の議事」(憲法 56 条 2 項) について、「過半数決」(即ち、過半数による決定の意味。本書では、「過半数決」を「多数決」とも呼ぶこととする。) の主体が誰であるかの問題(即ち、"主権者の「多数決」か?"又は"国会議員の「多数決」か?"という問題)を置いて、まずは、単純に、

"「多数決」により決するか?" 又は "「少数決」によって決するか?" を議論することとする。

【憲法 56 条 2 項が、原則、「両議院の議事」につき、「多数決」のルールを定めていること】に、争いはない。

けだし、憲法 56 条 2 項は、「両議院の議事は、・・・過半数でこれを決し、・・・・」 と明定しているからである。即ち、文理上争いの余地がない。

この憲法 56 条 2 項の、「両議院の議事」の決定についての「多数決」(即 ち、「過半数決」)が、統治論の議論の出発点である。

<u>即ち、「多数決」が、統治論の第1の核である。</u>

重ねて言えば、「多数決」が、統治論の肝である。

他方で、憲法 14 条(法の下の平等)等に基づく人権論においては、「多数 決」(即ち、「過半数決」)の概念が登場しない。

統治論では、その議論の中心に、「多数決」の概念が存在するが、 人権論では、その議論の中に、多数決論が存在しない。

議論の中に「多数決」の概念を含むか、含まないかにより、統治論と人権論の間で、人口比例の要求の厳密さの程度(強弱)とのそのための理由付けが大きく異なることになる。

(2) 第2の論点(誰の「多数決」か?(即ち、"「主権」を有する国民の「多数 決」か?"又は "国会議員の「多数決」か?"): (本書 22~25 頁)

第2の議論は、「両議院の議事」(憲法56条2項)の「多数決」(即ち、「過半数 決」)の主体は、実質的にみて、誰か?

(即ち、実質的にみて、

主権者(国民)の「多数決」か? 又は、国会議員の「多数決」か?**)** 

の議論である。

### 【議論】

① 「主権」(憲法前文第1項第1文前段、1条) とは、「国家の政治のありかたを最終的に決定する権力」(ただし、憲法制定権力・憲法改正権力を含む)である4。

【「主権」とは、「国家の政治のありかたを最終的に決定する権力」(ただし、憲法制定権力・憲法改正権力を含む)である】が、統治論の第2の核である。

4)

<sup>[1]</sup> 編集代表 高橋和之、伊藤眞、小早川光郎、熊見善久、山口厚『法律学小辞典 第5版』(有 斐閣、2016 年) 621 頁は、「主権」を「**国家の政治のあり方を最終的に決定する力**の意(日 本国憲法前文第1項・1条にいう主権)」と定義する(甲76)。

② 編集代表 金子宏・新堂幸司・平井宜雄『法律学小辞典〔第3版〕』(有斐閣、1999年) 537 頁は、「主権」を「国家の政治のあり方を最終的に決定する力の意」と定義する(甲77)。

③ 編集代表 竹内昭夫・松尾浩也・塩野宏『新法律学辞典〔第3版〕』(有斐閣、1990年) 683 頁は、「国の政治のあり方を最終的に決定する権力」と定義する(甲78)。

<sup>4</sup> 清宮四郎『憲法 I』(有斐閣、1962年) 93 頁は、「主権」を「国政についての最高の決定権」と定義する(甲79)。

<sup>[5]</sup> 芦部信喜 (著者)・高橋和之 (補訂者) 『憲法 [第7版]』 (岩波書店、2019年) 39 頁は、「主権」を「国政についての最高の決定権」と定義する (甲80)。

<sup>[6]</sup> 長谷部恭男『憲法〔第7版〕』(新世社、2018年)13頁は、「主権」を「国政のあり方を最終的に決定する力」と定義する(甲70)。

- ②ア 「**主権**」を有する者は、**国民**である (憲法 1 条<sup>5)</sup> 及び憲法前文第 1 項第 1 文後 段<sup>6)</sup>)。
  - イ 国民は、「主権」を有し、かつ「主権」を行使する。けだし、 「主権」を有する国民にとって、「主権」を行使できなければ、「主権」を 有している意味がないからである。

さらに言えば、憲法前文第1項第1文前段は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定める。この定めは、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて」(憲法前文第1項第1文前段)「主権」を間接的に行使すると定めていると解される(下記④〈統治論の第5の核〉(本書24頁)参照)。

- ウ該【国民が、「主権」を有し、かつ「正当に選挙された国会における代表者を通じて」「主権」を間接的に行使する】が、統治論の第3の核である。
- ③ア 「両議院の議事」の決定により、1 内閣総理大臣の指名が決定され(憲法 67条1項、2項)かつ 2 法律の成立・不成立が決定される(憲法 59条)。
  - イ 「国家の政治のありかたを最終的に決定する権力 4)」(本書 22 頁) (=「主権」の定義) は、「正当に選挙された国会における代表者を通じて」(憲法前文第 1 項第 1 文前段)、間接的に「両議院の議事」(憲法 56 条 2 項) を決定する

<sup>5)</sup> 憲法 **1**条は、「主権の存する日本国民」と定める。

<sup>6)</sup> 憲法前文第1項第1文後段は、「主権が国民に存する」と定める。

権力を含む、と解される(統治論の第4の核)。

④ア 「主権」は、「正当に選挙された国会における代表者を通じて、間接的に「両議院の議事」(憲法 56 条 2 項)を決定する権力を含む(統治論の第4の核)」を、【国民が、「主権」を有し、かつ正当に選挙された国会における代表者を通じて」「主権」を間接的に行使する(統治論の第3の核)」に当てはめると、

国民が、「主権」を有し、かつ選挙の時点で、「正当に選挙された国会に おける代表者を通じて(憲法前文第1項第1文前段)、間接的に「主権」(即ち、 「両議院の議事」を決定する権力を含む)を行使する(統治論の第5の 核)。

- ⑤ア 憲法 56 条 2 項は、「両議院の議事は、・・・・過半数でこれを決し、」と定めているとおり、「両議院の議事」の決定についての、「多数決」(即ち、「過半数決」)を定める。
  - イ したがって、国民が、「主権」を有し、かつ選挙の時点で、「正当に選挙された国会における代表者を通じて(憲法前文第1項第1文前段)、間接的に「主権」(即ち、【「両議院の議事」を決定する権力を含む】)を行使する(即ち、統治論の第5の核)に、「両議院の議事」についての「過半数決」(即ち、「多数決」)(統治論の第1の核)を当てはめると、「両議院の議事」(憲法56条2項)を決定する、「多数決」(即ち、「過半数決」)の主体は、自ずから、「主権」を有する「国民」ということになる(即ち、これが、第2の論点(本書22页)の「答え」である)。

「主権」を有する「国民」が、実質的に見て、選挙の時点で、投票によって主権を行使して、「正当に選挙された国会における代表者を通じて」

 多数決の意見
 (過半数決)
 で、間接的に(ただし、自由委任により)、

 該選挙から次の選挙迄の間、「両議院の議事」を決定する
 (憲法 56 条 2 項、

 憲法前文第 1 項第 1 文後段及び 1 条、前文第 1 項第 1 文前段)
 (統治論の第6の

 核)。

ウ 国民と国会議員の関係は、**自由委任**である(憲法 **43** 条 **1** 項)。主権を有する国民は、**選挙の時点で、かつ選挙の時点に限って、**過半数の意見で、 次回選挙までの、与党政党(連立与党を含む)を決定する。

国民は、国会議員との関係は自由委任であるから、国会議員に何ら指図・ 命令する権利を有しない。

エ 選出した国会議員の行った国政に不満な場合は、人口比例選挙では、全 国民は、**次回選挙**で、主権の行使たる投票により、全有効投票の過半数で、 与党(連立与党を含む)を交代させ得る。

よって、<u>人口比例選挙</u>は、非人口比例選挙より、与党(連立与党を含む) が行う政治の腐敗のリスクを大幅に減少することができる。

カ 尚、原告らは、『憲法は、数学的に厳格な人口比例選挙を要求している』 旨主張するものではない(下記IX 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を 要求する (本書 65~68 頁) 参照)。

ただし、原告らは、『原審被告(選挙管理委員会)が、人口較差・1:1 からの乖離が合理的であることの立証責任を負う』旨主張する(下記**VII** 立証責任は、国にある (本書 57~59 頁) 参照)。 (3) 第3の論点(1) 憲法 56 条 2 項〈「両議院の議事は、・・・・過半数でこれを決し」〉; 2 1条〈「主権の存する日本国民」〉及び憲法前文第1項第1文後段〈「主権が国民に存することを宣言し、」〉;3 前文第1項第1文前段〈「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」〉(強調 引用者))は、人口比例選挙を要求するか、否か?:(本書 26~28 頁)

## 【議論】

- ①ア 一方で、非「人口比例選挙」では、【全国民の過半数 (50%超) が、衆参 両院の各院の全議員の過半数 (50%超) を選出すること】が保障されない。
  - イ 他方で、非「人口比例選挙」の場合は、(全国民の半数未満 (50%未満) から選出されたに過ぎない)【各院の全国会議員の過半数 (50%超)】の意見が、(全国民の過半数 (50%超) から選出された)【国会議員の半数未満】の意見に優越して、「主権」の内容の一たる、「両議院の議事」(憲法 56 条 2 項)を決定することが起こり得る。

即ち、非「人口比例選挙」では、【「主権」を有する全国民の過半数】ではなく、【全国民の半数未満(50%未満)から選出されたに過ぎない各院の全国会議員の過半数】が、「主権」(即ち、「国家の政治のありかたを最終的に決定する権力」)(本書 22 頁)を有する、というアベコベなことが起こり得る。

よって、非「人口比例選挙」では、(憲法が全く「所期」しない) 国会議員主権国家となり得る(下記|| 国会議員主権国家:(同書30~31頁)参照)。

以上に示すとおり、**非**「人口比例選挙」は、**憲法前文第1項第1文 後段**(「ここに**主権**が国民に存することを宣言し、」(強調 引用者)) 及び**1条**(「主権 の存する日本国民」(強調 引用者)) **に違反する。** 

- ウ (上記のとおり、憲法 1 条 (「主権の存する日本国民」(強調 引用者)) 違反及び 憲法前文第1文後段 (「ここに主権が国民に存することを宣言し、」(強調 引用者)) 違 反に帰結する) 非「人口比例選挙」は、憲法前文第1項第1文前段の「正 当(な)選挙」に該当しない。
- **エ 国会議員**による国家権力の行使の**正統性**は、「正当(な)選挙」(憲法前文第1項第1文前段)によってのみ保障される(平成26年大法廷判決(参)(甲17)の5判事補足意見と4判事反対意見(本書51頁); 平成27年大法廷判決(衆)(甲18)の千葉補足意見(民集69巻7号2071頁)参照)。
- オ <u>【「正当(な)選挙」とは、人口比例選挙である</u>】が、統治論 の第7の核である。
- ② ア <u>他方で、人口比例選挙(即ち、一人一票選挙)では、【全国民の過半数</u> (50.1%)が衆参両院の各院の全議員の過半数(50.1%)を選出すること】が 保障される。
  - イ 人口比例選挙の場合は、同 56 条 2 項に基づき、国民の多数が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、国会議員の多数決で、「両議院の議事」を決定するという方法で、「主権」を行使する。
  - ウ 人口比例選挙は、同1条(「主権の存する日本国民」)の明文に適う。
  - エ さらに言えば、人口比例選挙は、同前文第1項第1文前段の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」(強調 引用者))

## の中の**「正当(な)選挙」**に適う。

- オ 憲法 56 条 2 項、前文第 1 項第 1 文後段及び 1 条、前文第 1 項第 1 文前 段の人口比例選挙の要求は、小選挙区、中選挙区、大選挙区、全国区選挙 区、選挙区、ブロック制選挙区、比例代表制選挙等のいずれの選挙制度に ついても、同様に適用される。
- (4) 第4の論点(本件選挙は、1 憲法 56 条 2 項; 2 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段; 3 前文第 1 項第 1 文前段の要求する人口比例選挙であるか否か?): (本書 28 頁)

### 【議論】

- ① 本件選挙投票日(令和4年7月10日)当時、参議院議員の定数は、248人であるところ、そのうち、148人が選挙区選出議員であり、100人が比例代表選出議員である(公職選挙法4条1項)。
- ② 人口比例選挙では、全人口の過半数 (50%超) が全参院議員(選挙区) の過半数 (50%超) を選出する。

本件選挙当日の各選挙区間の議員 1 人当り有権者数較差(最大)は、3.03 倍 (ただし、末尾より下の桁を四捨五入して得た概数。本書中の他の数字についても、同じ。)である。本件選挙では、全人口の過半数が全参院議員の過半数を選出できない。よって、本件選挙は、人口比例選挙(1人1票選挙)ではない。

以上のとおり、本件選挙は、非人口比例選挙であるので、憲法 56 条 2 項、 前文第 1 項第 1 文後段及び 1 条、前文第 1 項第 1 文前段の人口比例選挙の要 求に違反する。 2【8個の裁判例(高裁)は、人口比例選挙説に立っていると解される】: (本書 29 頁)

下記の 8 高裁判決は、『憲法は人口比例選挙を要求している』 旨判示している、 と解される。

記

- ① 福岡高判平 23.1.28(違憲違法)(廣田民生裁判長) 判夕 1346 号 130 頁 (甲 22)、
- ② 広島高裁岡山支部判決平 25.3.26 (違憲無効) (片野悟好裁判長) 裁判所ウェブサイト (甲 30)、
- ③ **広島高判平 25.3.25 (違憲無効) (筏津順子裁判長)** 判時 2185 号 36 頁 (甲 27)、
- ④ 名古屋高裁金沢支部判決平 25.3.18 (違憲違法)(市川正巳裁判長) 裁判所ウェブサイト (甲 23)、
- ⑤ 福岡高判平 25.3.18 (違憲状態) (西謙二裁判長) D1-Law.com (甲 24)、
- ⑥ **東京高判平 25.3.6 (違憲違法) (難波孝一裁判長)** 判時 2184 号 3 頁 (甲 25)、
- ⑦ **広島高裁岡山支部判決平 25.11.28 (違憲無効) (片野悟好裁判長)** 訟月 61 巻 7 号 1495 頁 (甲 31)、
- ⑧ 福岡高判平 27.3.25 (違憲違法)(高野裕裁判長) 判時 2268 号 23 頁 (甲 32)。

(以下、余白)

# 国会議員主権国家:(本書30~31頁)

1 非人口比例選挙では、

一方で、全国民の半数<u>未満</u>が選出した国会議員が、全国会議員の過半数を占め、

他方で、全国民の過半数が選出した国会議員が全国会議員の半数<u>未満</u>を占める。

2 そして、非人口比例選挙では、**主権**を有する全国民の半数未満が選出した**国会** 議員(但し、主権を有さない)の過半数の意見(投票)が、**主権**を有する全国 民の過半数が選出した国会議員の半数未満の意見(投票)に対して、優越し得 る。

即ち、非人口比例選挙では、【主権を有する全国民の半数未満から選出された 【国会議員の過半数】(但し、主権を有さない)の意見が、主権を有する全国民の 過半数の意見に優越すること】が生じ得る。

以上のとおり、非人口比例選挙は、**国会議員主権**であり、憲法の**国民主権**の理念(憲法1条、前文第1項第1文後段)に反する。

さらに言えば、非人口比例選挙は、憲法 1 条、前文第 1 項第 1 文後段違反である。

3 具体的な例として、内閣総理大臣の指名について、以下、議論する。

非人口比例選挙では、**主権**を有する**全国民の半数未満**から選出される**全国会議員の過半数**(即ち、与党〈単独与党であれ、連立与党であれ〉の国会議員から成る)の投票が、**全国民の過半数**から選出された全国会議員の半数未満の投票に優越し得るので、該**全国会議員の過半数**が、内閣総理大臣(即ち、行政権

を支配する人)を指名することが起こる。

以上のとおり、非人口比例選挙の国家は、**主権**を有する全国民の過半数から 選出された**全国会議員の半数未満**の投票が、**全国民の半数未満**から選出された **全国会議員の過半数**の投票に、劣後することが起こり得るので、国民主権国家 ではなく、**国会議員主権国家**である。

国会議員主権国家は、 1 憲法 56 条 2 項; 2 憲法 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段; 3 憲法第 1 項第 1 文前段に反する。

(以下、余白)

## Ш 【平成 29 年大法廷判決(参)及び令和 2 年大法廷判決(参) の「違法判断の基準時」判断基準の不当な変更】(本書32~40頁)

### 1 序

令和2年大法廷判決(参)7 (甲21)は、一票の較差の縮小と立法府におけ る一票の「較差の是正を指向する姿勢」の維持を考慮して、『該選挙は、違憲状 態ではない』旨判決した。

しかしながら、令和2年大法廷判決(参)の「違法判断の基準時」の判断 は、昭和51年大法廷判決(衆)8)(甲1)の「違法判断の基準時」の判断(判 例)と矛盾する。

ところで、「違法判断の基準時」の問題は、衆院選、参院選ともに、同一の基 準が適用されるべきであると解される。

けだし、衆院選、参院選で、**「違法判断の基準時」の問題**について、異別に解 すべき理由の根拠が存在しないからである。

よって、令和2年大法廷判決(参)(甲21)の「違法判断の基準時」の解釈 は、昭和51年大法廷判決(衆)(甲1)の「違法判断の基準時」の判断基準に 沿うべきであると解される。

### 2 昭和 51 年大法廷判決(衆)の「違法判断の基準時」の判断基準

### (1)「違法判断の基準時」の問題

昭和51年大法廷判決(衆)の対象となった昭和47年12月10日施行衆院選 拳投票日においては、同判決日より前に成立した**昭和50年改正法<sup>9</sup> により、計** 算の上では、一票の最大較差は、1 対 4.83 から 1 対 2.92 に縮小していた10。

ただし、昭和50年改正法は、昭和51年大法廷判決(衆)の該選挙の投票日

<sup>7)</sup> 令和 2 年 11 月 18 日最高裁大法廷判決 (参)、民集 74 巻 18 号 2111 頁 (甲 21)

<sup>8)</sup> 昭和 51 年 4 月 14 日最高裁大法廷判決 (衆)、民集 30 巻 3 号 223 頁 (甲 1)

<sup>9)</sup> 昭和 50 年法律第 63 号

<sup>10)</sup> 昭和 58 年 11 月 7 日大法廷判決(衆)、民集 37 巻 9 号 1264 頁(甲 3)

(昭和 47 年 12 月 10 日) の時点では、**未施行**であったので、実際の昭和 47 年 12 月 10 日施行衆院選挙は、**一票の較差・最大 4.99 倍**であった。

(2) 昭和51年大法廷判決(衆)は、(選挙投票日〈即ち、「違法判断の基準時」〉において、**未施行**の昭和50年改正法を考慮しないという)「違法判断の基準時」の判断に基づき、『該昭和47年12月10日施行衆院選は、違法である』旨判示した。

## 3 令和2年大法廷判決(参)の「違法判断の基準時」の判断基準

ところが、令和2年大法廷判決(参)は、①一票の較差の1:3.00の縮小; ②選挙投票日以降「立法府の検討過程において較差を指向する姿勢が失われる に至っ(て)」いないことを考慮して、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判 示した。

## 4【「違法判断の基準時」の法律論】(本書33~36頁)

#### (1) 【本件訴訟物】

本件裁判の訴訟物は、【本件選挙投票日(即ち、「**違法判断の基準時」**)の時点での、本件選挙の選挙区割りが、憲法の一票の投票価値の平等の要求に反することを理由とする、本件選挙(令和 4 年 7 月施行参院選(選挙区))の無効を求める訴訟上の請求】である。

#### (2) 【「違法判断の基準時」の問題】

ここで、選挙の違法性をどの時点で判断すべきか、が問題となる。

「これを違法判断の基準時の問題という」(塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版補訂版〕』) 有斐閣 2013 年 200 頁参照) 11) (甲 49)。

【取消訴訟における「違法判断の基準時」が、処分時であること】は、判例、 多数説である(塩野宏『行政法Ⅱ』〔第5版補訂版〕200~201頁(甲49)、<u>最判昭 27.1.25 民</u> 集6巻1号22頁、行政判例百選Ⅱ200事例〈多賀谷一照執筆〉、**最判昭 28.10.30** 行裁例集4巻 <u>10 号 2316 頁</u>、高作正博「判例評論」判例時報 2265 号 136 頁、高田敏編『新版行政法』有斐閣 294 頁、甲 55)。

「選挙又は当選の効力に関する訴訟」については、処分時説(判例、多数説)も 判決時説(田中二郎東京大学教授〈当時〉、雄川一郎東京大学教授〈当時〉)も、ともに、「違 法判断の基準時」は、処分時としており、この点で争いはない<sup>11)</sup>。

即ち、本件裁判で言えば、【本件選挙の「**違法判断の基準時**」が、処分時たる本件選挙投票日であること】に争いはない、と解される(高作正博教授「最新判例批評」 判例時報 2265 号 (判例評論 680 号) 136 頁参照) (甲 55)。

#### 「 違法判断の基準時

#### (1) 意義

取消訴訟の訴訟物は当該処分の違法性であるが、その違法をどの時点で判断すべきかという問題がある。すなわち、処分の時とその処分に対する取消訴訟の判決の時との間には常に時間的経過があることから、その間に事実関係の変更、法令の改廃が行われることがあり、その場合にいずれの時を基準にして違法性を判断すべきかという問題が生ずるのであって、これを**違法判断の基準時の問題**という。

(略)

(2) 判例・学説の動向

最高裁判所は原則として処分時説をとっている(最判昭和 27.1.25 民集 6 巻 1 号 22 頁、行政判例百選 II 204 事件、最判昭和 28.10.30 行裁例集 4 巻 10 号 2316 頁。後者は、「裁判所が行政処分を取り消すのは、行政処分が違法であることを確認してその効力を失わせるのであって、弁論終結時において、裁判所が行政庁の立場に立って、いかなる処分が正当であるかを判断するのではない」としている)。取消訴訟は行政処分の事後審査であるという基本的立場から、処分時説を支持するのが学説の大勢である(原田・要論 397 頁。行政事件訴訟法の立案関係者もこの立場に立っていると解される。参照、杉本・解説 105 頁以下。なお参照、南編・注釈 299 頁 [山内敏彦])。これに対して判決時説をとる学説もある。これは、取消訴訟の本質が行政庁の第一次判断を媒介として生じた違法状態を排除するものであるという立場(田中・行政法上巻 348 頁)、抗告訴訟においては行政行為の法規に対する適合の有無が判断の対象となるので、その場合の法規は判決時の法規が原則となる(雄川・行政争訟法 219 頁以下)とする立場である。

しかし、両説ともそれぞれ例外を認める。**判決時説**においても、訴訟の目的が一定時期における処分の違法性の判断である場合(選挙又は当選の効力に関する訴訟)、直接第三者の権利利益に関係のある場合(競願にかかる許可処分の取消訴訟)、処分の効果が処分時に完了する場合などは**処分時**によるものとされている。また処分時説においても、瑕疵の治癒の法理を認めるので、その限りでは処分時説が厳格に貫かれているわけではない。」(強調引用者)

<sup>11)</sup> 塩野宏『行政法Ⅱ』〔第5版補訂版〕200~201頁(甲49)は、

ここで、原告らの視点から、本件裁判の目的を確認するに、本裁判の目的は、 【本件選挙投票日(=「違法判断の基準時」)の時点での選挙区割りが、①憲法 56 条 2 項;②1 条及び前文第 1 項第 1 文後段;③前文第 1 項第 1 文前段の人口比例 選挙の要求に反することを理由として、選挙無効の判決を求めること】である。

したがって、本件選挙**より後の**選挙の選挙区割りの投票価値較差是正のための 立法府における議論(ただし、本件選挙の投票日の時点では改正法は成立してお らず、投票価値の較差の是正は未達)は、本件選挙当日の投票価値の不均衡を些 かも**是正**するものではないので、本件選挙の投票日の時点(=「違法判断の基準 時」)の選挙区割りが違憲か否か(又は違法か否か)を判断するに当って、考慮す べき考慮要素とは、なりようがない。

該議論は、法律論として、**争う余地のない、当り前の議論**である。

## (3) 【論理否定の法理】

令和2年大法廷判決(参)は、

- ①【投票価値の最大較差が 1 対 3.00 (ただし、末尾より下の桁を四捨五入して得た概数。本書中の他の数字についても、同じ。)にまで縮小したこと】及び
- ②【選挙投票日<u>以降</u>「立法府の検討過程において較差を指向する姿勢が失われるに至っ(て)」いないこと】

の2つの事情を総合的に考慮して、

『令和 1 年参院選(選挙区)の選挙区割りは、違憲状態ではない』旨判示した。

令和2年大法廷判決(参)の当該判示は、『<u>当該選挙の投票日の時点(=「違法判断の基準時」)での</u>該選挙の選挙区割りが、違憲状態か否か』の判断(すなわち、違法性の判断)に当って、**爾後の選挙**の選挙区割りに適用される法律の立法の可能性が有ること】を総合的に考慮して「当該選挙は違憲状態ではない」と判示するものである。

選挙後に実施される選挙の選挙区割り(ただし、令和4年現在においても、改正法は成立すらしていない。)の投票価値の較差の是正は、そもそも、選挙時(= 「違法判断の基準時」)の選挙区割りの投票価値の最大較差の縮小に毫も寄与し得ない。

令和2年大法廷判決(参)の、「違法判断の基準時」の法理(上記(2) (本書33~35 頁) 参照)を無視したうえでの該「当該選挙は違憲状態ではない」との判示は、法論理として、**破綻**している。

よって、最高裁は、「違法判断の基準時」の判断について、昭和 51 年大法廷判 決(衆)の判例に拘束され、令和 2 年大法廷判決(参)の同判示に拘束されない、 と解される。

原告らは、本件選挙の事実関係の下で、【「違法判断の基準時」たる<u>本件選挙投票日の時点で</u>、一票の較差(最大)・1 対 3.03 の本件選挙は、憲法の要求する人口比例選挙に該当しないため、「違憲」である】と主張する。

- 5 令和 2 年大法廷判決(参)による、【最大判昭 51.4.14 の「違法判断の基準時」の判断(判例)の不当な変更】(本書 36~38 頁)
- (1) 最大判昭 51.4.14(衆) (民集 30 巻 3 号 223 頁、甲 1) は、

『昭和 47 年 12 月 10 日施行・衆院選(1 票の較差(最大)・「約 1 対 5」)は、「違法」である』旨判決した。

昭和51年大法廷判決(衆)(最大判昭51.4.14)の前の昭和50年改正法により、一票の格差は1対4.83から1対2.92に縮小していた(昭和58年大法廷判決(衆)民集37巻9号1264頁、甲3)(ただし、昭和50年改正法の下での選挙区割りの選挙は、選挙投票日(昭和47.12.10)の時点では、未施行であった)。

昭和 51 年大法廷判決(衆)は、(該選挙投票日の時点で、**未施行**の昭和 50 年改正法を考慮しないという)「違法判断の基準時」の判断に基づき、『該選挙は、違法である』旨判断した。

- (2) 憲法判例の中の先例として拘束力を持つ部分は、「憲法判例の中の」「憲法判例の法律などの合意・違憲の結論。 例の法律などの合意・違憲の結論。 とれ自体を指すのではなく、その結論に至る 上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである」(強調 引用者)(佐藤幸治『憲法〔第 3版〕』 青林書院、2003年27頁 <sup>16)</sup> 本書42頁)(甲 46)。
- (3) 昭和 51 年大法廷判決(衆)は、(選挙投票日を「違法判断の基準時」とし、「違法判断の基準時」(=該選挙投票日)より後の事情たる〈「違法判断の基準時」の時点で**未施行**〉の昭和 50 年改正法の成立を考慮しないという)「違法判断の基準時」の判断により、『昭 47.12.10 衆院選挙は違法である』旨の判断に至っている。

したがって、昭和 51 年大法廷判決(衆)の該選挙投票日についての「<u>違法</u> 判断の基準時」の該判断は、上記②の「憲法判例の法律などの**合憲・違憲の結論** それ自体を指すのではなく、**その結論**に至る上で**直接必要とされる憲法規範的** 理由づけ」に該当し、<u>先例として拘束力を有する判断の部分</u>である、と解される。

- (4) 令和2年大法廷判決(参)は、①一票の最大較差の1:3.00の縮小;②「立 法府の検討過程において較差を指向する姿勢が失われるに至っ(て)」いない ことを考慮して、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した。
- (5) しかしながら、令和2年大法廷判決(参)は、選挙投票日における該選挙が 違憲状態でないと判断するに当たって、
  - 1 (〈該昭 47.12.10 衆院選挙の選挙区割り自体に何らの影響も及ぼさない、該

選挙投票日(=違法判断の基準時)の時点で**未施行**の、〉昭和 50 年改正法の成立を考慮しない)昭和 51 年大法廷判決(衆)の「違法判断の基準時」の判断を変更することを明示しておらず、かつ

- ② 昭和 51 年大法廷判決 (衆) の「違法判断の基準時」の**判断が誤っていたことを認めた上で**、該判断 (判例) を変更することを必要とする、**真に説得力を有する理由**を記述していない (下記 Ⅳ、4 (本書 43 頁) 参照)。
- (6) 上記(5)に示す理由により令和 2 年大法廷判決(参)の選挙投票日における「違法判断の基準時」の判断は、昭和 51 年大法廷判決(衆)の選挙投票日における「違法判断の基準時」の判断(判例)の**不当な変更**である。
- 6 【「都道府県を各選挙区の単位とする選挙」「制度の仕組み自体の見直しが必要である」(平成 26 年大法廷判決(参)参照)】(本書 38~40 頁)

## (1)【序】

令和 2 (2020) 年大法廷判決(参)(甲 21)は、下記(2)~(4)(本書 38~40頁)に示すとおり、平成 29 年大法廷判決(参)(甲 19)の「各選挙区の区域を定めるに当り、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない」の判示(民集 71 巻 7 号 1150頁)に従うことなく、平成 26 年大法廷判決(参)(甲 17)の「都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組み」「自体の見直し」(民集 68 巻 9 号 1380~1381頁)を要求する判示(平成 24 年大法廷判決(参)、平成 21 年大法廷判決(参)も同旨)に従っている、と解される。

下記(2)~(4) (本書38~40頁) で、詳述する。

(2) 平成 26 年大法廷判決(参)(甲 17)は、民集 68 巻 9 号 1375~1376 頁で、 「**都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組み**が、長年にわたる制度 及び社会状況の変化により、もはやそのような較差の継続を正当化する十 分な根拠を維持し得なくなっていることによるものであり、同判決(平成 24 年大法廷判決 引用者注)において指摘されているとおり、上記の状態を解 消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、上記制度の仕 組み自体の見直しが必要であるといわなければならない。」(強調 引用者)と判示するとおり、「上記制度(すなわち、「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制 度」(引用者 注))の仕組み自体の見直しが必要である」(強調 引用者)と明言する。

ここで、上記の「上記制度 (すなわち、「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度」 (引用者 注) の仕組み自体の見直しが必要である」(強調 引用者) の判示は、「憲法 判決中の法律などの合憲・違憲の結論」「に至るうえで直接必要とされる憲法規範的理由づけ」に該当し、判例としての拘束力を有する判断である(佐藤幸治『憲法〔第三版〕』27 頁(青林書院、1995 年)。下記Ⅳ、3<sup>16)</sup>〈本書 42 頁 参照)(甲 46)。

## (3) しかし、平成 29 年大法廷判決(参)(甲 19)は、

「しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。」(強調 引用者)

と判示した (民集71巻7号1150頁)。

しかしながら、同判示は、上記(2)の平成 26 年大法廷判決(参)の、「上記制度 (即ち、「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度」(引用者注))の仕組み自体の見直しが 必要である」(強調引用者)の判示と矛盾する。

平成 29 年大法廷判決(参)の同判示は、十分な説得力を有する変更の理由を 欠いたまま判示されているので、平成 26 年大法廷判決(参)の上記判示を**不当 に判例変更**するものである。 (4) ところが、**令和2年大法廷判決(参)**(甲21)の判決文から、当該平成29年 大法廷判決(参)(甲19)の上記(3)記載の判示の部分が**消えた**。

【都道府県を各選挙区の単位とすることを容認する旨の平成 29 年大法廷判決 (参) の当該判示の部分が、令和 2 年大法廷判決(参) の判決文から消えたということ】に照らして、令和 2 年大法廷判決(参) は、平成 29 年大法廷判決(参) の上記(3) (本書 39 頁) 記載の判示に従うことなく、平成 26 年大法廷判決(参) の上記(2) (本書 38~39 頁) 記載の判示(すなわち、「都道府県を各選挙区の単位とする選挙」「制度自体の見直しが必要である」旨の判示)に拘束されて、これに従ったと解される。

これは、重要である。

(以下、余白)

# Ⅳ 「先例の拘束力と判例の変更の要件」(本書 41~43 頁)

- 1 判例は、<u>下級審裁判所</u>及び<u>最高裁判所</u>(ただし、大法廷、小法廷を問わない) に対して、先例として拘束力を有する<sup>12)</sup> <sup>13)</sup>。
- 2 先例の拘束力の問題で対象となる憲法判例は、<u>1回の判決で足り、反復性は</u> 要件とされない<sup>14)</sup>。
- 12) **君塚正臣**横浜国立大学教授 「判例の拘束力」横浜法学第 24 巻第 1 号(2015 年)91 頁(甲 40)は、

「先例拘束力とは、法の支配や平等などの要請をもって、当該判決が後のまさに当該裁判所を 拘束することに意味がある以上、**原理的に最上級審と下級審とで議論を区別するべきではな** い。<sup>61)</sup> 」(強調 引用者)

<sup>61)</sup> **田中英夫**『英米法研究 1 -法形成過程』**7** 頁(東京大学出版会、**1987** 年) ト記述する

13) **高橋一修**法政大学教授 「先例拘束性と憲法判例の変更」芦部信喜編『講座 憲法訴訟(第3巻)』 142 頁(有斐閣、1987年)(甲41)は、

「英米法においても、先例法理の内容は、簡単には①上級審は自らの先例に拘束される、②下級審は上級審の先例に拘束されると説明される<sup>(7)</sup>が、②は①を前提として初めて意味をもつのであるから、先例拘束性の核心は前者にあると考えるべきである。このことを意識することは、樋口教授が指摘するごとく、「先例法理を最上級審自身が少なくともなんらかの形で意識してきた社会では、下級審が先例法理に敬意を払いつつもその射程を限定することによって当該事件の適切妥当な判断を導き出す、というゆき方のもちうる積極的意味が理解されやすいのに対し、自分自身ははじめからどんな意味でも先例に拘束されない、という前提から出発するところでは、そのような理解は求めがたくなる<sup>(8)</sup>」という傾向を「抑止する課題」にとり組むためにも必要と思われる。」(強調引用者)

- (1) 田中和夫·英米法概説(再訂版)125、198~201頁(1986年)。
- (6) **樋口陽一**「判例の拘束力・考」佐藤功古稀・日本国憲法の理論 678~79 頁(1986)。
- (7) 田中·前出注(1) 156 頁。
- <sup>(8)</sup> 樋口・前出注<sup>(6)</sup>679 頁。

と記述する。

14) **中野次雄**前早稲田大学客員教授・元大阪高等裁判所長官 中野次雄編『判例とその読み方』8 頁 (有斐閣、1991 年)(甲42)。

**佐藤幸治**京都大学名誉教授『現代国家と司法権』354 頁(有斐閣、1988 年)注(2)参照(甲 43)。 **向井久了**帝京大学教授「155「判例の法源性」338 頁(ジュリスト増刊、2008)(甲 44)は、

「判例の法源性(先例拘束性)を問題とする場合,「判例」および「法源」の意義について触れておく必要がある。判例は、必ずしも明確に定義されているわけではないが、①個別の判決例の意味、②反覆された同旨の判決の意味(「例」のうちに反覆性の意味をこめるものである)、③判決の基礎とされた一般法理の意味、④「念のため」に付加された「なお」書き判示

米国でも、1回の判決で憲法判例とされる15)。

#### 3 (本書 42 頁)

憲法判例の中の先例として拘束力をもつのは、「憲法判決中の」「法律などの 合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲 法規範的理由づけである。」<sup>16)</sup>。

などの意味で用いられている(芦部信喜『憲法講義ノート I 』 [1986] 62 頁参照)。先例拘束性の原理において問題となる「判例」は、主として裁判の準則との関係において問題とされるのであるから、③の意味での用法であり、**反覆性は要件とされない。**」(強調 引用者)と記述する。

15) 樋口陽一東京大学名誉教授 「判例の拘束力・考」芦部・清水編『日本国憲法の理論』692~693 頁 (有斐閣、1986 年)(甲 45)は、

「その点は、一方で英米につき、「裁判所が同旨の判決を繰り返した場合・・・・に限って拘束力を 認めるという考え方は、とらない。その点についての唯一の判決でも、判例としての尊重をう ける」とされ<sup>(27)</sup>、他方でフランスでは、反対に、「個別の一箇の判決」の問題でなく「一連の 諸判決」の問題が「判例」の問題なのだ、という区別が比較的はっきりと意識されている<sup>(28)</sup> のとくらべて、大きなちがいである。」

(27) 田中英夫『英米法総論・下』前出、475 頁。

(28) この点につき、拙稿「憲法学の対象としての『憲法』――フランスの場合を素材として――」『法学協会百周年記念論文集』第二巻(1983年、有斐閣) 247頁。

と記述する。

16) 佐藤幸治京都大学名誉教授 『憲法〔第三版〕』27 頁(青林書院、2003 年)(甲 46) は、憲法判例 について、

「 そもそも判例が**法源性**を有するか否かについては議論の存するところであるが、既に示唆したように、憲法判例を含めて**積極に**解さるべきであり(わが国の現行法上、憲法判例は、民事・刑事・行政の各具体的事件の解決に必要な限りにおいてなされる、憲法典に関する解釈にかかわる判例として成立する)、最高裁判所の憲法判決は先例拘束性をもつと解される。それは、日本国憲法の定める司法権がアメリカ流のものと解されるということのほかに、基本的には**同種の事件は同じように扱わなければならない**という**公正の観念**によるものであり、日本国憲法の解釈論的にいえば、憲法 14 条の法の下の平等原則、32 条の裁判をうける権利(ここでの裁判は当然に公正な裁判の意でなければならない)、および憲法 31 条の定める罪刑法定主義に根拠する。但し、その場合、先例として拘束力をもつのは、憲法判決中の ratio decidendiの部分であって、法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである点が留意さるべきである。」(強調 引用者)と記述する。

4 判例の変更に際しては、裁判所は、判決文の中に、①『判例を変更する』旨 明示しかつ②判例(先例)が誤っていたことを認めた上で、その判例(先例)を変更する、真に説得力をもつ理由を記述しなければならない<sup>17)</sup>( 芦部信喜東京 大学名誉教授「合憲限定解釈と判例変更の限界」ジュリスト No.536 1973.6 33~35 頁(甲 107)参照)。

(以下、余白)

<sup>17)</sup> **佐藤幸治**京都大学名誉教授は、佐藤幸治『憲法訴訟と司法権』286 頁(日本評論社、1984 年)(甲47)で、

<sup>「</sup>その変更(すなわち、判例変更 引用者注)に際しては、先例に適正な配慮を払いつつもなお その変更を必要とする理由が示されなければならない」(強調 引用者) と記述する。

# V 事情判決の法理は、天使の法理である: (本書 44~52 頁)

## 【要約】

- A 昭和 60 年大法廷判決 (衆) <sup>18)</sup> の事情判決の法理 (ただし、昭和 51 年大 法廷判決 (衆) の事情判決の法理も同旨) は、
  - ① 提訴された選挙は、全選挙区の中の一つの選挙区の選挙のみであり、かつ
  - ② 比例代表選挙は存在しなかった、

という**2つの事情**の下で、**利益の比較衡量**(即ち、① 選挙が無効とされないことによる選挙人らの選挙権の制限の不利益と② 選挙が無効とされることにより生じる不都合との間の利益衡量)により、違憲の選挙を「有効」と判決した法理である。

よって、【憲法は、人口比例選挙を要求するので、非人口比例の該選挙は、 無効】と主張する原告らからみると、該法理は、当時、いわば **悪魔の法理** であった。

- B しかしながら、本件裁判では、昭和 51 年大法廷判決 (衆) の事案と比べて、
  - 1 定足数(憲法 56 条 1 項)を満たす、比例代表選挙選出の参議院議員(100 人)が存在し、かつ
  - ② 全 45 選挙区で各原告が提訴した、

という全く異なる2つの新事情がある。

C 該2つの異なる**新事情**の下では、参院選の全45選挙区選挙につき違憲無効判決が言渡されても、定足数を満たす比例代表選挙により選出された比例代表議員(100人)が存在するので(憲法56条1項)、参院は、国会活動

<sup>18)</sup> 昭和60年7月17日最高裁大法廷判決(甲4)

を 100%有効に行い得る。

よって、本件選挙が全 45 選挙区で選挙無効とされても、憲法の「**所期」** しない社会的不都合は、一切生じない。

即ち、該 2 つの異なる新事情の下では、裁判所は、昭和 51 年大法廷判決 (衆);昭和 60 年大法廷判決 (衆)の場合と異なって、逆に、事情判決の 法理にしたがって、利益の比較衡量をした上で、『本件選挙は、憲法 98 条 1 項後段により無効である』旨判決する憲法 76 条 3 項及び 99 条に基づく 義務を負う。

よって、昭和 51 年大法廷判決(衆)及び昭和 60 年大法廷判決(衆)の 事情判決の法理は、本件選挙の該 2 つの異なる新事情の下では、悪魔の法 理とは真逆の、天使の法理として、100%機能する。

## 1 【昭和 51 年大法廷判決 (衆)】: (本書 45~46 頁)

昭和51年大法廷判決(衆)は、民集30巻3号252~254頁(甲1)で、

しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によって得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであって、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならないことに変わりはなく、更に、全国の選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によってさきに指摘したのとほぼ同様の不当な結果を生ずることもありうるのである。また、仮に一部の選挙区の選挙のみが無効とされるにとどまった場合でも、もともと同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するとこ

**ろ**でもないというべきである。

(略)

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である 行政事件訴訟法は、三一条一項前段において、当該処分が違法であっても、 これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において は、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しな いと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができるこ とを定めている。

(略)

しかしながら、本件のように、選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいいきれないのである。」(強調 引用者)

と判示する。

### **2【昭和 60 年大法廷判決(衆)/事情判決】:** (本書 46~48 頁)

さらに、昭和60年大法廷判決(衆)は、民集39巻5号1123頁(甲4)で、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる本格合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法三一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法廷判決参照)。」

と判示する。

そして、4 判事(寺田治郎最高裁長官、木下忠良判事〈第二小法廷所属〉、伊藤正己判事〈第三小法廷所属〉、矢口洪一判事〈第一小法廷所属〉。ただし、寺田治郎最高裁長官は、最高裁を代表して;木下忠良判事も、事実上第二小法廷を代表して;伊藤正己判事も、事実上第三小法廷を代表して;伊藤正己判事も、事実上第三小法廷を代表して;下記補足意見により、国会に向けて最高裁判所裁判官・15 人全員の『較差の是正がされることなく、選挙が実施される場合は、無効判決もありうる』旨の警告を発していると解される。)は、補足意見として、同1125~1126頁で、

「 二 昭和五八年大法廷判決(違憲状態判決)は、昭和五五年六月施行の 衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反す るものであることを肯定しながら、いまだその是正のための合理的期間が 経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するも のと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選 挙権の平等の要求に反する程度に至つていたことを重視し、議員定数配分 規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、その後現在まで右改正は実現していない。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が違憲宣言であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままで施行された場合における選挙の効力については、**多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断される**ことになるから、**その効力を否定せざるを得ないこともあり得る。**その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、**選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生する**という内容の判決をすることも、できないわけのものではない。」(強調 引用者)

## 3 【比較衡量(具体的な検討)】: (本書 48~52 頁)

【本件選挙では、全 45 選挙区で原告が提訴しているので、最高裁が選挙無効判決を言渡す場合は、 全 45 選挙区選挙が無効となる】

1 参院選は、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙との併用である(但し、半数改選)。 参院選においては、比例代表選出議員の定数(100人)(公職選挙法4条2項)は、 参院議員の定数(248人)(同法同条同項)の1/3を超えている。

よって、参院選(選挙区)で、全 45 選挙区において、選挙違憲無効となった場合でも、比例代表選出参院議員(100人)が定足数(83人)(憲法 56条 1項)を満たすので、参議院は、100%有効に国会活動を継続し得る。

本件選挙では、選挙人らが、**全 45 選挙区で提訴**している<sup>19)</sup> ので、最高裁が選 挙違憲無効判決を言渡す場合は、全 **45** 選挙区の各選挙が違憲無効となる。

したがって、本件選挙の裁判では、提訴された選挙区が千葉 1 区のみであった 昭和 51 年大法廷判決(衆)の場合のような、千葉 1 区の選挙のみが無効となり、 未提訴の他の選挙区の選挙が有効であるという、いわゆる**凸凹現象**という不都合 は生じない。

即ち、本件選挙が違憲無効とされても、比例代表選出議員及び非改選議員が存在するため、「憲法の所期しない結果を生ずる」(昭和51年大法廷判決(衆)・民集30巻3 号251頁参照)という事情が全ぐ存在しない (即ち、社会的混乱が生じない)(平成26年大法廷判決(参)鬼丸反対意見(民集68巻9号1404頁)参照)。

よって、昭和51年大法廷判決(衆)及び昭和60年大法廷判決(衆)の事情判決の法理(判例)(即ち、諸利益の比較衡量により選挙の無効・有効を決める法理)に従い、本件選挙は、諸利益の比較衡量により、憲法98条1項により、「その効力を有しない」と解される。

#### 【選挙無効判決により、国会議員の身分が失われても、「憲法の所期」<sup>20)</sup> しない事態は生じない】

2 憲法 54 条に基づき、衆議院は、解散される。**衆議院議員**が任期途中で解散により**身分喪失**することは、「憲法の所期」<sup>20)</sup>するところであり、解散は、社会的混乱に該当しない。また、参院選においても、選挙違憲無効判決により、全半数改選参院議員が選挙無効判決により身分を喪失したとしても、比例代表選出参院議員及び残余の半数参院議員が存在するので、社会的不都合又は社会的混乱は生じない。

【選挙無効判決により、内閣総理大臣が身分を喪失しても、「憲法の所期」<sup>20)</sup> しない混乱は生じない】

産経新聞 (web 版)「「一票の格差」一斉提訴 最大 3・03 倍、前回からやや拡大」2022/7/11 21:13 https://www.sankei.com/article/20220711-J4R44N4445JJ3CTQMEOFIY6KNU/?outputType=theme\_election2022 参照
 昭和 51 年大法廷判決(衆)民衆 30 巻 3 号 250 頁(甲1)

[3] 「違憲無効」判決の言渡しにより、選挙が無効とされ、内閣総理大臣が地位を 失うと、社会的混乱や不都合が生じるか否かの問題を以下検討する。

憲法 70 条は、そもそも、何らかの事由により、内閣総理大臣が地位を失う場合があり得ることを予定する規定である。「違憲無効」判決による内閣総理大臣の地位の喪失は、**憲法 70 条の予定の範囲内**のことであって、それによって、社会的混乱や不都合は生じることはない。

国会議員たる内閣総理大臣が「選挙違憲無効」判決によって国会議員の地位を 喪失した時は、憲法 70 条にしたがって、内閣は総辞職をしなければならない。 この場合、憲法 71 条にしたがって、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命される まで、暫定内閣として、引き続きその職務を行う。

以上のとおり、選挙が「違憲無効」判決によって無効とされても、それは憲法が予定する範囲内でのことである。「違憲無効」判決の言渡し時に、内閣総理大臣がその地位を喪失しても、内閣が総辞職し(憲法 70条)、内閣が、新たに内閣総理大臣が任命されるまで、引き続きその職務を行う(憲法 71条)ので、「憲法の所期」<sup>20) (本書 49頁)</sup> しない、社会的混乱や不都合は生じない。

#### 【将来効】

- 4 昭和51年大法廷判決(衆)民集30巻3号251頁(甲1)は、
  - 「次に問題となるのは、現行法上選挙を**将来に向かって形成的に無効**とする訴訟として認められている**公選法二〇四条**の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする(同法二〇五条一項)ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては**当該特定の選挙が将来に向かつて失効する**だけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。」(強調 引用者)

と判示し、【公選法 204 条に基づく選挙無効請求訴訟の選挙無効判決の効力は、

遡求せず、将来に向かって選挙を無効にするものであること】を明言している。

したがって、この点でも、社会的不都合や社会的混乱は生じない。

#### 【国会の活動の正統性の欠如】

5 (令和1年参院選(選挙区)を、①投票価値の較差の縮小(但し、投票価値の較差・1対3.00)及び②「平成27年改正法における方向性」が維持されていることを総合的に考慮して、『違憲状態ではない』旨判示する)令和2年大法廷判決(参)(甲21)は、投票日以降、選挙が憲法の投票価値の平等の要求に合致する日の直前までの期間、

【「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で当選した、「**国会の活動の正統性」を欠く**国会議員<sup>21)</sup>の、国会の決議で、立法を行い、かつ行政権を司る内閣総理大臣を指名するという、『憲法の所期』しない、国家権力

「しかし、投票価値の不均衡の**是正**は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正統性**を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」(強調 引用者)

と記述するとおり、「投票価値の不均衡の是正」のされていない当該選挙で選出された参院議員は、「**国会の活動の正統性」**(強調 引用者)を欠く旨明言している。

更に、同平成 26 年大法廷判決(参)の大橋正春、鬼丸かおる、木内道祥の 3 最高裁判事は「当該選挙は、違憲違法」の反対意見(大橋正春 民集 68 巻 9 号 1389~1396 頁;鬼丸かおる 同 1396~1405 頁;木内道祥 同 1405~1416 頁)であり、山本庸幸最高裁判事は、「当該選挙は、違憲無効」の反対意見(同 1416~1422 頁)である。したがって、当該 4 最高裁判事も、当該「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠くと判断していると解される。

すなわち、平成 26 年大法廷判決(参)の 15 最高裁判事のうち、上記の 9 最高裁判事(櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充、大橋正春、木内道祥、鬼丸かおる、山本庸幸の 9 最高裁判事)が当該「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠くと解している、と解される。

平成 26 年大法廷判決(参)(甲 17)において、5 最高裁判事(櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山﨑敏充 敬称略。以下、全て同じ)は、同人らの補足意見(民集 68 巻 9 号 1383 頁)の中で

## の違法な行使』】

# • • を**容認**するものである。

これを主権を有する国民の側から見れば、

投票日以降、選挙が憲法の投票価値の平等の要求に合致する日の直前までの期間、「主権」を有する国民が、

- 1 (「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙により当選した**国会の活動の正統性」を欠ぐ**国会議員<sup>前掲 21)</sup> (本書 51 頁)を含む)国会の議決で成立した法律に拘束され、かつ
- ② (「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙により当選した「国会の活動 の正統性」を欠く国会議員を含む)国会の決議で指名された「内閣総理 大臣」の行政権執行の対象となる。

これは、主権を有する国民にとって、**筆舌に尽くし難い、苦難**(即ち、不利益又は権利侵害)である。

さらに言えば、【「国会の活動の正統性」を欠く国会議員が、該**苦難**を「主権」を有する国民に押し付けること】は、<u>憲法前文第1項第2文</u>(「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、・・・その福利は国民がこれを享受する」)及び1条(「主権の存する日本国民」)の各明文が示す、【「主権の存する日本国民」の利益が、「主権」を有する国民の「国会における代表者」にすぎない、「主権」を有しない国会議員の既得の利益に優越するという、徹頭徹尾の主権者たる国民の利益優先の憲法規範】に 皮する。

(以下 余白)

## 【「国会の活動の正統性を支える基本的な条件」】

1(1) 平成 26 年大法廷判決(参)の5 判事(金築誠志、櫻井龍子、岡部喜代子、山浦善樹、山﨑敏充。敬称略。以下同じ)の補足意見は、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって」(強調 引用者)

と判断している<sup>前掲21)</sup> (本書51頁)。

(2) 同大法廷判決には、4 判事の反対意見 (鬼丸かおる、大橋正春、木内道洋・3 名 〈**違 憲違法との反対意見**〉と山本康幸・1 名 〈**違憲無効との反対意見**〉)がある。

これら4人の反対意見判事も、該5人の補足意見判事と同じく、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって」

と判断している、と解される。

(3) 即ち、該9判事は、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極

めて重要な問題であって」(強調 引用者)

と判断している、と解される。

(4) 爾後今日に至るまで、最高裁は、判決文で、該 5 判事の補足意見を否定す る判断をしていない。

更に、いずれの最高裁判事も、該 5 判事の補足意見を否定する旨の意見を、 補足意見、意見、又は反対意見で、記述していない。

(5) 該 5 補足意見判事の『憲法の要求する「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙は、「**国会の活動の正統性」を欠く**』旨の判断は、選挙が「違憲状態」と判決されるか、「違憲状態でない」と判決されるかを問わない。

けだし、「投票価値の不均衡の是正」未達か否かの判断は、そもそも、選挙が「違憲状態」か、「違憲状態でないか」の判断とは無関係であるからである。

したがって、該 5 補足意見判事の**同判断**は、選挙が憲法の要求する「投票価値の不均衡の是正」未達である限り、「違憲状態でない」と判決された選挙についても、当てはまる、と解される。

## 【国会の立法裁量権の範囲内という理屈は、背理】

- 2(1) 令和2年大法廷判決(参)(甲21)は、
  - 「3(1)憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度に

するかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。」(強調 引用者)

と判示する(民集74巻8号2122頁)。

- (2) 本件選挙は、投票価値の較差(最大)が1:3.03であり、平成24年、同26年、同29年、令和2年の各大法廷判決(参)に照らしても、「投票価値の不均衡の是正」未達であるので、本件選挙で当選した議員は、「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選したことになり、「国会の活動の正統性」を欠くと解される(上記1(本書53~54頁)参照)。
- (3) 【「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く国会議員が、上記「その(国会の 引用者注)裁量権」を行使すること】は、それ自体、**背理であり、かつ憲法秩序に反する**と解される。

## 【(「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性】を 欠く議員を含む)国会の憲法改正の国会発議は、違憲である】

3(1) 令和2年大法廷判決(参)に照らし、本件選挙は、その全45選挙区の選挙 区割りが令和元年の参院選の全45選挙区の選挙区割りと同一である以上、令 和元年の参院選(選挙区)がそうであったと同様に、投票価値の不均衡の是正 が未達であり、「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙であっ

VI 「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出 された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠く

た、と解される。

即ち、本件選挙(選挙区)で当選した全 74 参院議員(但し、半数改選の参院選(選挙区)選出議員)は、全員、「国会の活動の正統性」を欠く、と解される。

(2) 憲法は、【「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した (「国会の活動の正統性」を欠く)本件選挙(選挙区)で選出された全74人の 議員(但し、半数改選の)が、国会で憲法改正のための発議に票を投じること】 など「所期」していない。

(「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く議員を含む)国会による、憲法96条1項の憲法改正の発議は、憲法の予定するものではない、と解される(合区解消のための自民改憲案(47条)を批判する13の社説(甲136)参照)。

(以下、余白)

# VII 立証責任は、国にある: (本書 57~59 頁)

## 【要約】

【一票の投票価値の平等(1人1票等価値)からの乖離が、合理的であること】の立証責任は、国にある。

- 1 米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983) <sup>22)</sup> (甲 35) は、
- (1) 米国連邦下院議員選挙のニュージャージーState (州) での選挙区割りにつき、
  - 『 ① 投票価値の平等は、絶対ではない。
    - ② 選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う』旨

明言し、State (州) の選挙管理委員会(被告)が、同立証責任を果たしていない として、原告(選挙人) 勝訴の判決を言渡した。

この米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983) において、原告 (選挙人) 勝訴を決したのは、立証責任であった。

(2) 他方で、昭和51年大法廷判決(衆)、及び爾後の各最高裁大法廷判決は、選挙 管理委員会が立証責任を負うか否かの論点について、沈黙している。

\_

<sup>22)</sup> Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983) 米国連邦最高裁(甲 35)は、1983 年 6 月 22 日、米国連邦下院議員選挙に関し、1 票対 0.9930 票の選挙権価値の不平等(ニュージャージーState の第 4 区の人口:527,472 人〈最大〉;同 State の第 6 区の人口:523,798 人〈最小〉。両選挙区の人口差:3,674 人(=527,472 人 523,798 人)。)を定めるニュージャージーState 選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、【該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったこと】の立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、State が、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う旨判示した。

## 2 国が立証責任を負うことを認めた高裁判決および学者の意見

(1) 下記の 3 高裁は、下記【表 1】の中の①~③に示すとおり、当該選挙区割規定の投票価値の平等からの乖離につき、国が立証責任を負うことを認め、「違憲違法」判決又は「違憲状態」判決を言渡した(ただし、いずれも、全国弁護士グループの提訴に係る)。

【表1】

高裁判決	判決の内容	国の負担する主張立証責任の
		内容
① 平成 25.3.18 福岡高判(衆)	「違憲状態」判決	【投票価値の不平等という結果
(西謙二裁判長)(甲 24)	(ただし、「人口	が生じている本件選挙区割規定
	比例選挙」判決)	の合理性】の主張立証責任
② 平成 25.3.6 東京高判 (衆)	「違憲違法」判決	【投票価値の不平等が生じてい
(難波孝一裁判長)(甲 25)	(ただし、「人口	る本件選挙区割規定が、国会の合
	比例選挙」判決)	理的な考量の結果であること】の
		主張立証責任
③ 平成 25.3.26 大阪高判 (衆)	「違憲違法」判決	【本件選挙区割規定の合憲性】の
(小松一雄裁判長)(甲 26)		主張立証責任

- (2) ア 長谷部恭男『憲法 第 7 版』(新世社、2018 年) 178 頁(甲 70) は、『投票 価値の <u>1 対 1 原則</u>からの乖離に合理性があることの<u>立証責任は、政府が負う</u>』 旨記述する。
  - イ また、橋本基弘中央大学法学部教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高 裁大法廷令和2年11月18日判決について - 裁判所と国会、国民との対話 - (二)」19頁(法学新報第128巻5・6号〈令和3年12月10日〉)(甲 133)は、

「私は、較差が生じていない状態が原則であって、1:1からの離脱を許容するならば、その根拠を示す義務が立法府にはあると考えている。選挙制度は、すべての有権者の投票価値が平等になるよう設計すべきであり、較差 1:1 が出発点でなければならない。これを前提にして、都道府県

や市町村あるいは地域ブロックなどの枠を加味しつつ、どこまでの較差 が許容できるのかを検討すべきであって、逆ではない<sup>47)</sup>。

47) 辻村みよ子「『権利』としての選挙権と『投票価値平等』」明治大学法科大学院論集 14 号 83 頁、106 頁「選挙権が主権者の権利である以上、可能な限り 1 対 1 に近づけることが憲法上要請されるといわざるをえない。とすれば、たとえ 1 対 2 以下でも、その合理性が立証されない限り違憲問題は生じうると考えるのが妥当であろう」と述べる。このような見解は、憲法学説においても有力になりつつある。牧野力也「『一票の較差』の違憲審査基準に関する考察」筑波法政 54 巻 51 頁、71 頁も参照。」(強調 引用者)

と記述する(甲133)。

(以下 余白)

- VIII 参院選の1票の投票価値の平等の要請は、衆院選のそれより 「後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」(①平成24年大法廷判 決(参)民集66巻10号3368頁;②平成26年大法廷判決(参)民集68巻9号1374頁):(本 書60~64頁)
- 1 「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき き法律となる。」(憲法 59 条 1 項): (本書 60~61 頁)

昭和 22 (1947) ~平成 17 (2005) 年及び同 21 (2009) ~同 24 (2012) 年の合計約 61 年間、政権与党は、衆議院で 2/3 以上の議席(憲法 59 条 2 項)を占めなかった。

本 1~下記 2 (本書60~64 頁) では、当該約 61 年間の両院間の立法議案についての各多数意見の対立の歴史について、議論する (なお、平成 17 (2005) ~平成20 (2008) 年及び平成24 (2012) 年~令和4 (2022) 年の合計約 14 年間は、政権与党が、衆議院の全議員の2/3以上を占めるため、衆院の決議が参院のそれに優越するが (憲法59条2項) が、この約 14 年間は、昭和22 (1947) ~令和4 (2022) 年までの約75 年間の国会史の中では、例外であることを付言する)。

- (1) 憲法 59 条 1 項は、「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、 両議院で可決したとき法律となる。」 と定める。
- (2) したがって、当該約 61 年 (=同約 75 年 同約 14 年) 間、憲法 59 条 1 項より、 法律案は、衆議院の可決と参議院の可決が、共に存在しない限り、法律になら なかった。

即ち、当該約 61 年間、衆議院も参議院も、それぞれ、**全く同等に**、【相手方 たる院(即ち、衆議院にとっては、参議院;また参議院にとっては、衆議院)が 実質的に提案した法律案を法律にするか否かについての最終的決定権(即ち、 拒否権) 】を有していた。

## (3) (上記(1)~(2)の小括)

そうである以上(即ち、衆議院も参議院も、それぞれ、全く同等に、【相手方たる院(即ち、衆議院にとっては、参議院;また参議院にとっては、衆議院)が実質的に提案した法律案を法律にすること】についての最終的決定権(即ち、拒否権)】を有している以上)、参院選の1票の投票価値の平等の要請が、衆院選のそれより「後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」(平成24年大法廷判決(参)及び平成26年大法廷判決(参))と解される。

したがって、本件選挙当日の各選挙区間の 1 票の較差(最大)(3.03 倍)は、少なくとも、衆院選のそれ(2.079 倍)(令 4.2.2 東京高判(令和 3 年(行ケ)第 28 号参照)より後退しているので、本件選挙は、違憲である、と解される。

- 2 当該約 61 年間に、衆議院の多数意見(50%超の意見)と参議院の多数意見(50%超の意見)が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で 15 個あった。その15個の立法事案の全でにおいて、参議院の多数意見が、法律の成立・不成立を決定した:(本書 61~64 頁)
- (1) 当該約 61 年間の国会の歴史の中で、<u>法律案の成立につき、衆議院議員の多数</u>意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点の直前まで対立し、その 最終的な決議の直前に、衆議院が、参議院の修正案に全て同意して法律となっ た事例が、下記①~⑤の全 15 個のうち、下記 (本書62~63 頁) ①~⑤、⑩~⑪、⑬ ~⑭の 9 個のみ存在した。

同 9 個の事例では、衆議院の多数意見を占める議員が与党を構成しており、 その政権与党内閣が同 9 個の法律案の提案をした。

衆議院で多数を占める政権与党は、同9個の法律案が、国政にとって重要で あるとみて、国政を担う政権与党として、憲法59条1項に従って、衆議院議員 の多数意見が、最終的に参議院議員の多数意見の全修正要求を受け入れて、法

## 律となった。

- (2) 他方で、当該約 61 年間で、<u>衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見</u>が、最終的な決議の時点まで対立した事例が、下記 (本書 62~63 頁) の**\*⑥**~**\*⑨**、**\*** 
  - (2)、\*(5)の 6 個存在した。この 6 個の各法律案は、いずれも廃案となった。

#### 【15個の立法事案】

- ① 昭和 22 (1947) 年 8 月、第 1 回国会(片山内閣)で、参院は、労働省設置法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見(50%超の意見。以下、同じ)の修正どおりの内容で、成立した(竹中治堅 政策研究大学院大学教授『参議院とは何か 1947~2010』〈中央公論新社 2010〉321 頁、甲 155。衆議院ホームページ)。
- ② 昭和23 (1948) 年7月、第2回国会(芦田内閣)で、参院は、国家 行政組織法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおり の内容で、成立した(同321頁、甲155。衆議院ホームページ)。
- ③ 昭和 25 (1950) 年 11 月召集の第 9 回国会(吉田内閣)で、参院は、 地方公務員法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どお りの内容で、成立した(同321~322頁、甲155。衆議院ホームページ)。
- ④ 昭和 26 (1951) 年 10 月召集の第 12 回国会(吉田内閣)で、参院は、行政機関職員定員法改正法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同322頁、甲155。衆議院ホームページ)。
- ⑤ 昭和 26 (1951) 年 12 月召集の第 13 回国会(吉田内閣)で、参院は、 1 破壊活動防止法案; 2 大蔵省設置法改正案; 3 農林省設置法改正法案をそれぞれ修正し、これらの法は、いずれも参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同322頁、甲155。衆議院ホームページ)。
- \*⑥ 昭和27 (1952) 年7月、第13回国会(吉田内閣)で、参院の議員 の多数は、法案審議を進めなかったため、国家公務員法改正法案は廃 案となった(同322頁、甲155)。
- \*⑦ 昭和36 (1961) 年6月、第38 回国会(池田内閣) で、参院は、その多数意見で、政治的暴力行為防止法案の成立を阻止し、廃案とした (同324頁、甲155)。

- \*⑧ 昭和 37 (1962) 年 4 月、第 40 回国会(池田内閣)で、参院は、その多数意見で、産業投資特別会計法改正法案の成立を阻止し、廃案とした(同324頁、甲155)。
- \*⑨ 昭和50 (1975) 年6月、第75 回国会 (三木内閣) で、参院は、その多数意見で、独占禁止法改正法案とたばこ・酒税法案の成立を阻止し、廃案とした (同324頁、甲155)。
- ⑩ 平成元 (1989) 年 12 月、第 116 回国会 (海部内閣) で、国民年金 等改正法案につき、参議院で可決できるように、法案が衆院で修正さ れ、同法は、両院で可決・成立した (同 326 頁、甲 155。衆議院ホームページ)。
- ① 平成4 (1992) 年6月、第123 回国会(宮澤内閣)で、PKO協力法案は、参議院議員の多数の意見どおりに修正された。このため、自衛隊の国連平和維持軍への参加は、凍結された(同322頁、甲155。衆議院ホームページ)。
- \*① 平成6 (1994) 年1月、第128 回国会(細川内閣)で、政治改革関連法案は、参院で否決、不成立となった(同324頁、甲155)。
- ③ 平成 10 (1998) 年 10 月、第 143 回国会(小渕内閣)で、金融再生 関連法案は、法案を参院で成立させるために、衆院が参院の多数意見 の案を丸呑みする形で、両院で可決・成立した(同 326 頁、甲 155。衆議院ホ ームページ)。
- ④ 平成 14 (2002) 年 7 月、第 154 回国会(小泉内閣)で、郵政公社法 関連法案は、参院議員の多数の意見に合わせて、衆院で法案を修正し て、両院で可決・成立した(同 326 頁、甲 155。衆議院ホームページ)。
- \*(5) 平成 17 (2005) 年 8 月、第 162 回国会(小泉内閣)で、郵政民営 化関連法案は、参院で否決され、廃案となった(同 319~320 頁、甲 155)。
- \* 廃案となった。

## (3) (上記(1)~(2)の小括)

そうである以上(即ち、衆議院の多数意見と参議院の多数意見が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が15個あり、その15個の立法事案の全てにおいて、参議院の多数意見が、衆議院のそれに優越して、法律の成立・不成立を決定した以上)、参院選の1票の投票価値の平等の要請の

**Ⅶ** 参院選の1票の投票価値の平等の要請は、衆院選のそれより「後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」

強さと、衆院選のそれは、いずれも、適切に民意を国政に反映すべき点で、相互に同等である、と解される。

更に言えば、憲法は、参院選の投票価値の平等の要請が、衆院選のそれと比べて劣後することを正当化し得るような条規を設けていない。

したがって、本件選挙当日の各選挙区間の議員 1 人当り有権者数較差(最大) (3.03 倍) は、衆院選のそれ(2.079 倍) より後退しているので、本件選挙は、 違憲である、と解される。

- 3 平成 24 年大法廷判決(参)(民集66巻10号3368頁)及び平成 26 年大法廷判決(参)(民集68巻9号1374頁)のそれぞれの「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は、衆議院とともに、国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する機関としての(但し、平成24年大法廷判決は、「機関としての」の文言を欠く。以下、同じ。引用者注)責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調引用者)との判示に照らして、参院選の1票の投票価値の平等の要請が、衆院選のそれより「後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」(強調引用者)との判示に照らして、参院でき理由は見いだし難い」(強調引用者)との判示に照らして、参院と理由は見いだし難い」(強調引用者)との判示に照らして、参院と理由は見いだし難い」(強調引用者)(①平成24年大法廷判決(参)民集66巻10号3368頁;②平成26年大法廷判決(参)民集68巻9号1374頁)と解される:(本書64頁)
- (1) 憲法 59 条 1 項の定める通り、参議院と衆議院は、**同等に**、法律の成立、不成立の最終的決定権(即ち、拒否権)を有する(上記 1 (本書60~61 頁)参照)。

  したがって、同判示の「適切に民意を国政に反映する」(強調 引用者)程度(即ち、民意にどの程度近いかの距離)を測る重要な指標たる、一票の投票価値の較差において、衆院選と参院選で、差があってはならない(即ち、参議院の一票の較
- (2) したがって、本件選挙当日の各選挙区間の議員1人当り有権者数較差(最大) (3.03 倍) は、衆院選のそれ(2.079 倍)(令4.2.2 東京高判(令和3年(行ケ) 第28号)参照)より後退しているので、本件選挙は、違憲である、と解される。

差は、衆議院の一票の較差と**同等**でなければならない)、と解される。

- IX 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する: (本書 65~68 頁)
- 1 憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 項第 1 文前段は、【選挙が人口比例選挙(即ち、1 人 1 票選挙)であること】を要求する(統治論)。

とはいえ、憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の要求する 人口比例選挙は、実務上、**合理的に実施可能な限りでの**人口比例選挙であれば足 りる、と解される。

## **2**(1)

- ア(7) フロリダ State は、全 27 個の小選挙区 (即ち、各小選挙区から議員 1 人を選出する) からなり、22 個の小選挙区の人口は、全て 696,345 人であり (即ち、人口較差は、0人)、残余の 5 個の小選挙区の人口は、全て、各 696,344 人である。即ち、その全 27 個の小選挙区の間の最大人口較差は、僅か 1 人 (1 人=696,345 人-696,344 人) である<sup>23)</sup> (甲 38)。
  - (イ) ペンシルバニア State は、全 19 小選挙区からなり、そのうち、議員 1 人当り人口の最小の小選挙区の人口は、646,371 人であり、同最大の小選挙区の人口は、646,372 人であり、その最大人口較差は 1 人 (1 人=646,372 人-646,371 人) である<sup>24)</sup> (甲 36 の 1、2)。
  - (ウ) <u>ニューメキシコ State</u>は、全3小選挙区からなり、全3小選挙区の夫々の

<sup>23)</sup> フロリダ State 米国連邦下院議員選挙区割プラン(2014.8.7)(甲 38) https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057\_pop\_sum.pdf

<sup>24)</sup> 米国ペンシルベニア State 中部地区連邦地裁(Vieth v. ペンシルベニア State 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002))は、2002 年 4 月 8 日、「Act 1 (法律 1 号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニア State 議会に対し、Act 1 (法律 1 号)の憲法違反を解消するための改正法案(a plan)を提出するために、3 週間を付与した。新しく立法された Act 34 (法律 34 号)では、選挙区間の最大人口較差は、1 人である(甲 36 の 1、2)。

人口は、全て **686,393 人**であり、**最大人口較差は <u>0</u> 人**である<sup>25)</sup> (甲 **37** の **1**、**2**)。

- イ 日本では、本件選挙(2022年参院院選(選挙区))では、議員1人当たり有権者をみると、最大選挙区(965,441人(神奈川選挙区))と最小選挙区(319,764人(福井県選挙区))の有権者数の差は645,677人である(645,677人=965,441人(神奈川県選挙区)-319,764人(福井県選挙区))である。
- ウ 上記イの日本の参院選(選挙区)の議員1人当たり有権者数・最大較差(選挙区間の最大較差:645,677人)は、

上記ア(ア)のフロリダ State のそれ(選挙区間の最大人口差: 1 人)、

- (イ) のペンシルバニア State のそれ (選挙区間の最大人口差: 1 人)、
- (ウ) のニューメキシコ State のそれ(選挙区間の最大人口差: **0** 人)

とそれぞれ比べると、いずれも5桁違いのレベルで、より大である。

3(1) 米国の連邦上院議員選挙では、投票価値の最大較差は 66.1 倍 (小数点以下四捨 五入 2010年米国国勢調査) であるから<sup>26)</sup>、日本の参院選では、投票価値の最大較 差は、ある程度許容され得るという議論がある。

Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 ニューメキシコ State 地方裁判所は、2012 年 1 月 9 日、2010 年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコ State の全 3 小選挙区の選挙区割りにおいて、小選挙区間の人口差がゼロである案を支持した(甲 37 の 1、2)。

<sup>26</sup> カリフォルニア State の人口: 37,253,956 人 (2010 年米国国勢調査) ワイオミング State の人口: 563,626 人 (同上)

米国連邦上院選挙の両 State 間の上院議員 1 人当りの最大人口較差 66.1 倍 (=37,253,956 人 $\div$ 563,626 人)。

しかしながら、この議論は、米国連邦憲法第 1 章第 3 条(1)項<sup>27)</sup> が、各 State は、2 名の米国連邦上院議員を選出する旨定めていることを見落とすものであり、的外れの議論である。

各 State は、米国連邦に参加する時点で、各 State が上院議員・2 名を選出することを合意して、米国連邦に参加しているのである。そもそも、各 State が 2 名の上院議員を選出することが米国連邦建国の前提である。

よって、該議論は、的外れである。

(2) 日本国は、連邦制 (Federal) ではなく、単一の国 (State) である。

下記①~③記載の State (国) の属性と都道府県の属性が異なることが示すとおり、日本国の都道府県は、State (国) ではなく、State (国) の中の行政区画の一つでしかない。

- ① 米国の各 State は、立法権を有し、憲法等の諸法を立法している。 他方で、都道府県は、本格的立法権を有していない。
- ② 米国の各 State は、本格的な課税権を有している。 他方で、都道府県では、本格的な課税権を有していない。
- ③ 米国の各 State には、State 最高裁判所、State 高等裁判所、State 地方裁判所がある。

他方で、都道府県は、都道府県独自の裁判所を持っていない。

[第1項] 合衆国上院は、各州から2名ずつ選出される上院議員でこれを組織する。上院議員は、【各州の立法部によって】[修正第17条により改正]、6年を任期として選出されるものとする。上院議員は、それぞれ1票の投票権を有する。

Article 1 Section 3 paragraph 1: The Senate of the United States shall be composed of two Senators from each State, chosen by the Legislature thereof, for six Years; and each Senator shall have one Vote.

<sup>27)</sup> 米国連邦憲法第1章第3条

したがって、日本国の国政選挙の選挙区割りに対応する米国の選挙区割りは、 米国連邦下院議員選挙についての各 State での選挙区割りである。

(3) 都道府県は、江戸時代の藩を源流とするものであり、国政選挙の選挙区割り を実施するに当たり、都道府県間の現在の境界は、尊重されなければならない、 という議論がある。

しかしながら、この議論は、『大成武鑑』 (1792 〈寛政 4〉年) によれば、全藩 数は、当時 256 藩 (親藩 12 藩 ; 譜代大名 144 藩 ; 外様大名 100 藩) であり (日本大百科 全書、小学館) 、明治 4 (1871) 年に、廃藩置県の詔勅が下され、統廃合されて、 最終的に、明治 23 年 (1890 年) に、47 道府県になった、という各藩の歴史 から乖離した議論である。

この議論も、的外れである。

4 本件選挙では、本件選挙当日の各選挙区間の議員 1 人当り有権者数の較差(最大)は、1 対 3.03 であった。即ち、本件選挙は、人口比例選挙(1 人 1 票選挙)ではない。

憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求している。

米国の各 State で、人口比例の連邦下院議員選挙が実施されている事実に照ら して、日本でも、人口比例選挙の実施は、技術的にみて、実務上合理的に可能で ある、と解される。

(以下 余白)

- X 人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法学者等は、現時点で、37人である(但し、衆院選について言及した文献を含む): (本書 69~72頁)
- 1 現時点では、人口比例説又は基本人口比例説(但し、衆院選について言及した 文献を含む)の憲法学者等は、累計で37名である(但し、故人を含む)。
  - ① 君塚正臣横浜国立大学教授「判例評論」判例時報 2296 号 150 頁 (甲 87)、
  - ② **佐藤幸治**京都大学教授『憲法 [第 3 版]』(青林書院、2003 年) 479 頁 (甲 46)、
  - ③ **長谷部恭男**東京大学教授『憲法 [第7版]』(新世社、2018年) 178頁(甲70)、
  - ④ 辻村みよ子東北大学教授『憲法〔第5版〕』(日本評論社、2016年) 326頁(甲66)、
  - ⑤ 安念潤司中央大学教授「いわゆる定数訴訟について(二)」成蹊法学 25 号 88頁(1987年)(甲 88)、
  - ⑥ 阪本昌成近畿大学教授『憲法理論Ⅱ』(成文堂、1993年) 292頁(甲89)、
  - ⑦ **長尾一紘**中央大学教授『日本国憲法〔第3版〕』(世界思想社、1998年)170 頁(甲68)、
  - ⑧ 渋谷秀樹立教大学教授『憲法[第2版]』(有斐閣、2013年) 217頁(甲65)、
  - ⑨ 浦部法穂神戸大学教授『憲法学教室〔第3版〕』(日本評論社、2016年)551 頁(甲90)、
  - 185 頁(甲69)、
  - ① **戸松秀典**学習院大学教授『平等原則と司法審査』(有斐閣、1990年) 325・326 頁(甲 91)、
  - ① **高見勝利**北海道大学教授「最高裁平成 23 年 3 月 23 日大法廷判決雑感」法曹 時報 64 巻 10 号 2626 頁(2012 年)(甲 92)、

- ③ **宍戸常寿**東京大学教授「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の 新局面」世界 2011 年 6 月号(岩波書店)24 頁(甲 93)、
- (4) **齊藤愛**千葉大学教授「平成 28 年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室2018/3 号 No.450 50 頁(甲 58)、
- (b) **升永英俊**弁護士『一人一票訴訟 上告理由書』(日本評論社、2015 年) 19 頁 (甲 94)、
- (1) 升永英俊弁護士執筆〈38~116 頁〉、久保利英明弁護士執筆〈6~9 頁〉、伊藤 真弁護士執筆〈10~15 頁〉、升永英俊、久保利英明、伊藤真、田上純『清き0.6 票は許せない!』(現代人文社、2010 年)(甲 95)、
- ① 川岸令和早稲田大学教授執筆、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』(有斐閣、2017年) 204頁(甲96)、
- 18 山本真敬新潟大学教授「近時の「1 票の格差」訴訟最高裁判決と立法者の「努力」」『法政理論 53 巻 3・4 号通巻 171 号』(2021 年 3 月) 64 頁(甲 97)、
- ・ **蟻川恒正**東京大学教授(当時)「[座談会] 憲法 60 年 現状と展望」ジュリスト No.1334(2007.5.1)(有斐閣) 24~26 頁(甲 98)、
- ② 棟居快行大阪大学教授(当時)、同 28~29 頁(甲 98)、
- ② 小山剛慶応大学教授「平成 29 年衆議院議員選挙と「一票の格差」」ジュリスト No.1544(有斐閣) 17 頁(甲 99)、
- ② **東川浩二**金沢大学教授「新・判例解説 Watch Vol.25 (2019.10) 11~12 頁 (日本評論社) (甲 53)、
- ② **井上典之**神戸大学教授「定数訴訟における投票価値の平等と最高裁の役割」 論究ジュリスト No. 29 (2019 Spring) (有斐閣) 194~195 頁 (甲 100)、
- ② 赤坂正浩立教大学教授「平成 25 年度重要判解」(ジュリスト 1466 号) 9 頁 (甲 101)、
- ② **斉藤一久**名古屋大学准教授「新·判例解説 Watch Vol.23(2018.10) 41 頁(日

本評論社) (甲 54)、

- ② 原田一明立教大学教授「平成 29 年衆議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2018.6 No.453 137 頁(甲 102)、
- ② **武田芳樹**山梨学院大学教授「0 増 6 減改正後の衆議院議員選挙定数不均衡」 法学セミナー2019/06 No.773 (日本評論社) 116 頁 (甲 103)、
- 28 南野森九州大学教授法学教室 2016 Spring 13 頁(日本評論社)(甲 71)、
- ② **尾形健**同志社大学教授「平成 29 年衆議院議員選挙投票価値較差訴訟大法廷 判決」判例時報 2433 号(判例評論 734 号)168 頁(甲 51)、
- **⑩ 上田健介**近畿大学教授「経済教室」日本経済新聞 2017.6.5 東京版 14 頁(甲 104)、
- ③ 今関源成早稲田大学教授「参院定数不均衡最高裁判決―最高裁 2004 年 1 月 14 日大法廷判決をめぐって」ジュリスト(ONo.1272) 2004.7.15 97 頁(有 斐閣)(甲 105)、
- ② 高橋和之東京大学教授『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣、2020年)324頁(甲130)、
- ③ **橋本基弘**中央大学教授「参議院議員選挙と裁判所」(はくもん 第 67 巻第 3 号 (2015 年) 4~5 頁)(甲 132)、同「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和 2 年 11 月 18 日判決について 裁判所と国会、国民との対話ー(一)、(二)」(法学新報第 128 巻 3・4 号〈令和 3 年 10 月 15 日〉、同 5・6 号〈令和 3 年 12 月 10 日〉)(甲 133)、
- 3 牧野力也東京家政大学院大学講師「「一票の較差」の違憲審査基準に関する考察」第 第 3 筑波法政第 54 号 (2013) 70 頁 (甲 73)、
- ③ 中村良隆名古屋大学日本法教育センター特任講師「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』日本評論社、2020 年」Web 日本評論https://www.web-nippyo.ip/18405/(甲72)、

- ③ **上脇博之**神戸学院大学教授「参議院選挙区選挙の最大較差 5.13 倍を違憲とは しなかった 2006 年最高裁大法廷判決」速報判例解説 憲法 No.1 日本評論社 12頁 (甲 74)。
- 2 平成 21 (2011) 年 8 月~令和 3 (2021) 年 11 月までの約 10 年間の刊行物を 調べた限りでは、少なくとも衆院選について言えば、『憲法は人口比例選挙を要 求しない』旨の主張を発表した憲法学者は、**0人**である。

(以下、余白)

# XI 合理的期間: (本書 73~75 頁)

- 1 「合理的期間論」と憲法 98 条 1 項: (本書 73~74 頁)
- 1(1) 平成 26 年大法廷判決(参)(甲17)は、民集 68 巻 9 号 1376 頁で、
  - 「参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、**これまで、①**当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、**②上記の状態に至っている場合に**、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった**判断の枠組み**を前提として審査を行ってきており、」(強調 引用者)

と判示する。

ここで、投票価値の較差に関する『二段階の判断枠組み』の中の②段階の審 査における判断基準を「合理的期間論」(参)という。

(2) 平成 25 年大法廷判決 (衆) (甲 16) 及び平成 27 年大法廷判決 (衆) (甲 18) は、それぞれ、民集 67 巻 8 号 1522 頁および民集 69 巻 7 号 2059 頁で、

「衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法 廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが、前記のような諸事情を総 合的に考慮した上で投票価値の較差において、憲法の投票価値の平等の要 求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、 憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配 分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該 規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすること なく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みに従っ て審査を行ってきた。」(強調 引用者)

と判示している。

ここで、投票価値の較差に関する『三段階の判断枠組み』の中の②段階の審査 における判断基準を「合理的期間論」(衆)という。

ここで、『合理的期間論』(衆) および『合理的期間論』(参) をまとめて『合理 的期間論』という。

- 2 当該選挙の**違法判断の基準時**たる選挙投票日の時点で、選挙の区割規定が、憲法の平等の要求に反している状態であれば、憲法 98 条 1 項の「その(「憲法の」引用者注)条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の定めにより、選挙は、違憲・無効である、と解される。
- 3 平成 26 年大法廷判決(参)は、「合理的期間論」(参)の「②上記の状態(即ち、「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」 引用者 注)に至っている場合に、当該選挙までの期間内に是正がされなかったことが、国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否か」という判断基準(判例)を用い、【当該選挙は、当該選挙までの期間内に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えたとまでは認められない】として、選挙は違憲とはいえない旨の結論を導いた。
- 4 <u>平成 26 年大法廷判決(参)の採用する合理的期間論(参)は、「憲法判決中の」</u> 「法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要 とされる憲法規範的理由づけである。」(佐藤幸治京都大学名誉教授 『憲法〔第三版〕』27 頁(青林書院、2003 年)、甲 46)に該当するので、<u>判例である(上記IV、3 (本書 42 頁)参</u> 照)。

判例は、憲法 98 条 1 項の「その(「憲法の」引用者 注)条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」
(強調 引用者)の中の「国務に関するその他の行為」に該当する。

上記3記載の判例たる「合理的期間論」(参)は、『憲法の平等の要求に反する 状態の選挙又は区割り規定を憲法違反とはいえない』と判断するものであるから、 憲法98条1項(ただし、「その(「憲法の」引用者 注)条規に反する法律、命令、 詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」) の明文に**正面から牴触**する。

よって、**合理的期間論(参)(判例)**は、憲法 98 条 1 項の**適用により、「その 効力を有しない」**、即ち、無効である、と解される。

# 2 **11 人の憲法学者の意見:**(本書 75 頁)

下記①~⑪の 11 人の憲法学者(①毛利透京都大学教授(甲 145)、②工藤達朗中央大学教(甲 57);③安念潤司中央大学教授(甲 88);④只野雅人一橋大学教授(甲 135);⑤安西文雄九州大学教授(甲 125);⑥原田一明立教大学教授(甲 60);⑦淺野博宜神戸大学教授(甲 116);⑧高作正博関西大学教授(甲 55);⑨内藤光博専修大学教授(甲 129);⑩篠原永明甲南大学教授(甲 113);⑪武田芳樹山梨学院大学准教授)(甲 103) も、全員、「合理的期間論」に疑問符を付される。

(以下 余白)

# 最後に (本書 76~81 頁)

## 1 ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉: (本書 76 頁)

2018 年 10 月 16 日、ロバーツ現第 17 代米国連邦最高裁判所首席判事(長官) (John G. Roberts, Jr., Chief Justice) は、ミネソタ大学ロースクールでの講演で、

旨明言された (講演録〈準備書面(2)130~131頁〉)参照)。

即ち、ロバーツ長官は、【司法の目的は、国民の意見の尊重ではなく、憲法秩序の維持である】旨明言された。

該ロバーツ現米国連邦最高裁判所首席判事の言葉は、日本の、全最高裁判所裁判官、全高等裁判所裁判官、全地方裁判所裁判官が耳を傾けるに値する言葉である。

### 2 寺田逸郎裁判長(最高裁所長官(当時))の質問: (本書 76~79 頁)

(1) 平成 29 年 7 月 19 日の平成 29 年大法廷判決(参)事件の口頭弁論期日において、寺田逸郎裁判長と久保利英明弁護士との間で、下記(本書 76~77 頁)の厳しいやり取りがあった。

久保利弁護士は、概ね、

『最高裁が、本日、傍聴希望者に対して配布した文書は、上告人ら(選挙人ら)の主張を、山口弁護士グループの憲法 14条(法の下の平等)に基づく人権論の主張と区別することなく、法の下の平等の憲法 14条に基づいて選挙無効を主張していると紹介しています。これは間違いです。「代理人ら」は、選挙は、憲法 56条 2項、前文第 1 項第 1 文後段及び1条、前文第 1 項第 1 文前段の人口比例の要求に反するという統治論に基づいて、「選挙違憲無効」を主張しています。憲法 14条(法の下の平

等)に基づいて、「選挙違憲無効」を主張しているわけではありません』 と発言した。

寺田裁判長は、この久保利弁護士の発言について、久保利弁護士に対し、 『憲法 14 条違反を主張しているのではないのですか?』

と質問された。

久保利弁護士は、

『はい、「代理人ら」は、憲法 14 条違反の人権論を主張していません。「代理人ら」は、① 憲法 56 条 2 項;② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段;③ 前文第 1 項第 1 文前段が人口比例選挙を要求するという統治論に基づいて、この「選挙違憲無効」請求訴訟を提訴しています。』旨

明確に発言した。

(2) この寺田裁判長の質問は、「代理人ら」にとって、衝撃であった。その理由は、以下のとおりである。

寺田逸郎裁判官は、平成 23 年大法廷判決(衆)、平成 24 年大法廷判決(衆)、 平成 25 年大法廷判決(衆)において、それぞれ、最高裁判事として裁判され、 かつ平成 26 年大法廷判決(衆)、平成 27 年大法廷判決(衆)、平成 25 年大法 廷判決(衆)において、それぞれ、最高裁判所裁判長として、裁判された。

全国弁護士グループは、原告らを代理して、平成 21 年~平成 29 年の 8 年間、一貫して『当該選挙は、1 憲法 56 条 2 項; 2 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段; 3 前文第 1 項第 1 文前段の人口比例選挙の要求に反する』旨主張した(統治論)。

久保利弁護士への寺田裁判長の上記 (本書77頁) 質問によって、全国弁護士グループは、【寺田裁判官が、全国弁護士グループが同8年間、終始一貫して、『当

該選挙は、① 憲法 56 条 2 項;② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段;③ 前文第 1 項第 1 文前段の人口比例選挙の要求に反する』旨主張しているにも拘らず、かつ各大法廷判決合議にも拘らず、『全国弁護士グループの同主張(統治論)を当該選挙は、憲法 14 条(法の下の平等)の投票価値の平等の要求に反する』旨主張(即ち、人権論)と誤解していたこと』を初めて知ったからである。

この口頭弁論期日の後言渡された平成 29 年大法廷判決(参)は、選挙人ら 敗訴の判決であった。

同判決は、「なぜ、敗訴した側(選挙人ら。引用者注)の主張を採用できないか、判決の中で、きちんと整理して示」(ただし、下記 3 〈本書 79~80 頁〉記載の 2020 年 1 月 16 日の大谷直人最高裁判長官の新任判事補に対する辞令公布式での訓示の中の言葉)していない。

爾後の平成 30 年大法廷判決(衆)及び令和 2 年大法廷判決(参)も、選挙人ら敗訴の判決であった。これらの判決も、「なぜ、敗訴した側の主張を採用できないか、判決の中で、きちんと整理して示」(同上参照)していない。

さらに言えば、「代理人ら」は、平成21 (2009) 年以降選挙人らを代理して一貫して、『憲法56条2項、1条、前文第1項第1文前段の人口比例選挙の要求に反するので、選挙は、違憲無効である』旨主張(統治論)してきた。しかしながら、平成23、24、25、26、27、29、30、令和2年の累計8個の大法廷判決は、「なぜ、敗訴した側の主張を採用できないか、判決の中で、きちんと整理して示」(同上参照) していない。

(3) 上記の平成 23 年~令和 2 年の 9 年間に言渡された累計 8 個の大法廷判決は、2 種類あり、夫々、全国弁護士グループが全ての国政選挙毎に 14 個の高裁・高裁支部に提訴した全事件の上告事件についての判決及び山口邦明弁護士グループが東京高裁及び広島高裁で提訴した事件の上告事件の判決の 2 つで

ある。

民集は、山口邦明弁護士グループが平成21年~令和元年の11年間に全ての 国政選挙毎に提訴した各事件の上告事件についての累計8個の大法廷判決の みを掲載している。

全国弁護士グループが同期間に全ての国政選挙毎に 14 個の高裁・高裁支部 に提訴した累計 106 個の事件の上告事件についての<u>累計 8 個の大法廷判決は、いずれも、民集ではなく、全て集民に掲載されている。</u>

集民は、一貫して上告理由書を掲載しないルールの下に刊行されている。 よって、全国弁護士グループの全ての国政選挙毎の上告事件についての累計 8個の各大法廷判決についての各上告理由書(ただし、統治論に基づくもの。) は、集民にも、民集にも、掲載されていない。

結局、同全国弁護士グループの過去9年間に裁判所に提出された上告理由書は、民集にも、集民にも掲載されていないので、当該裁判の当事者以外に、非公開である。

そのため、憲法学者等は、民集、集民のいずれを調査しても、過去 9 年間、 同弁護士グループの各上告理由書記載の主張(統治論)を知り得ない。

原告らは、憲法学者が、本件訴訟の判決について、十分な情報に基づいて論評できるよう、「1 判決文と同原告らの上告理由書をともに、民集に掲載すること、及び 2 大谷直人最高裁長官(当時)の新任判事補宛訓示(令和2年1月15日)どおり、「代理人ら」の統治論を採用するか否かの理由を判決文の中に明示すること」を求める。

- 3 大谷直人最高裁長官 (当時) の新任判事補宛訓示(令和2年1月15日): (本 書79~80頁)
  - (1) 共同通信社(2020年1月16日配信)は、

「司法試験に合格し、新たに裁判官として採用された判事補 75 人の辞令交付式が 16 日、最高裁で開かれ、大谷直人長官が「裁判に対する非難や批判から逃げず、受け止める覚悟を持ってほしい」と訓示した。

大谷長官は一人一人に辞令を手渡した後にあいさつした。当事者双方の主張が真っ向から対立する事件では「どのような判決を書いても『不当だ』との非難は免れない」とした上で「<u>なぜ敗訴した側の主張が採用できない</u>か、判決の中できちんと整理して示すことが必要だ」(強調 引用者)と説いた。」

と報じた。

(2) もし仮に、本件裁判で、選挙人らが敗訴する場合は、最高裁は、大谷直人最高裁長官の当該訓示のとおり、判決文の中で「なぜ選挙人ら側の主張(即ち、上記 I ~XI (本書 13~75 頁) 記載の各主張。)が採用できないのか、判決の中できちんと整理して示」されるよう求められる。

なぜならば、それがない場合は、裁判所に対する、国民と行政府と立法府からの**尊敬と信頼**が害されるリスクが、生じるからである。

もし、仮に、裁判官が、原告らの統治論を採用せず、かつ原告ら敗訴の判決を下す場合は、裁判官は、判決書の中に統治論を採用しない「理由」を記載する義務を負う(民訴法 253 条 1 項 3 号;行訴法 7 条)。

- 4 11 ブロック制選挙を採用すれば、実質的にみて、人口比例選挙に成る: (本書 80~81 頁)
  - (1) 下記の和田淳一郎論文に照らせば、11ブロック制選挙(衆議院同等)を採用

すれば、最大剰余方式の定数配分方式によれば、半数改選参院議員(124 人)の過半数(50.8% (÷ 63 人÷124 人))を選出するのに、2019 年第 25 回参院 通常選挙有権者数の 49.85%が必要である(但し、米下院方式、サンラグ方式でも同じ。)。

人口比例選挙では、全人口の50%超が全国会議員の50%超を選出する。

11 ブロック制参院選は、全人口の 49.85%が全改選参院議員の過半数 (50.81% = 63 人÷124 人) を選出するので、実質的にみて、人口比例選挙と 解される (和田淳一郎横浜市立大学教授〈2020.12.7〉「一票の平等はどこまで もとめられなくてはいけないか」(表 4) https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5)。

(2) 衆院選においても、全衆院議員(465人)の定数配分を、2段に考え、第1段の配分で11ブロックに配分し、各ブロックに配分された定数を、第2段の配分で、そのブロックに所属する都道府県に再配分すれば、参院選の11ブロック制選挙と概ね同等の結果が得られることになる。

即ち、全人口の 49.80%が、衆院議員の過半数 (50.11% ÷ 233 人÷465 人) を選出する (但し、最大剰余方式で) (和田淳一郎横浜市立大学教授 〈2022.8.27〉 「ブロック化の可能性~衆院定数 (465) では?」【表 1】 https://note.com/juniwada/n/ne6d483486aab)。

即ち、衆院選においても、定数配分を第1段で11ブロックに比例配分し、 更に第2段で、各ブロックの中でそのブロックに所属する都道府県に再配分す れば、実質的にみれば、当該衆院選も、人口比例選挙と成る。

(以下 余白)

# [補遺](本書 82~86 頁)

**1** 2022 年 3 月 10 日韓国大統領選の結果は、下表のとおり、尹氏が 48.56%、李氏が 47.83% をそれぞれ得票した。

2022.3.10 韓国大統領選挙

候補者名	<b>尹錫悦氏</b> ユンソクヨル	<b>李在明氏</b> イジェミョン	差
得票	1639万 4815票	1614万7738票	24万7077票
得票率	48.56%	47.83%	0.73%

\*韓国:(人口) 51,745,000 人 (投票率) 77.1% (注2) \*日本:(人口) 125,190,000 人 (投票率) 55.9% (注1)

韓国大統領選は、人口比例選挙(1人1票)である。

両氏の得票差は、0.73% (=48.56%-47.83%) であり、0.37% (>0.73% × 0.5) の僅差で、尹氏が大統領に当選し、政権交代した(朝日新聞 2022/3/10 デジタル: https://digital.asahi.com/articles/ASQ396FB5Q33UHBI05Y.html)。

2 一人当たり購買力平価換算 GDP で、2020 年の時点で、日本は、下記の通り、韓国に劣後している(ただし、ニッセイ基礎研究所レポート掲載の IMF 〈国際通貨基金〉公表のデータ(2021 年 4 月現在。日本は、IMF 加盟済))。

一人当たり GDP (購買力平価換算)

	2020年	
日本	42,248.00 ドル	
韓国	44,620.99 ドル	

出典:ニッセイ基礎研究所レポート https://www.nissay.co.jp/enjoy/keizai/135.html

3

- (1) 一方で、2021 年衆議院選挙の投票率は、**55.9**%であった (注1)。 他方で、2022 年韓国大統領選挙の投票率は、**77.1**%であった (注2)。
- (2)ア 韓国大統領選挙の投票率・77.1%が、非人口比例選挙の 2021 年日本衆院 選の投票率 55.9%と比べて、高いのは、韓国大統領選挙が人口比例選挙で あることと関係していると推察される。

上記2に示すとおり、2021年4月現在で、1人当りGDP(購買力平価換算/IMF)で、日本が韓国に劣後していることも、日本が非人口比例選挙であるため、【①与党(連立与党を含む)が、全人口の過半数(50.1%超)から選出されることが、保障されていないこと;②そのため、与党政権が腐敗しても、主権者の過半数の意見で政権交代することが、保障されていないこと】と無関係である、とは言い切れない。

イ 1992~2020年の29年間の「平均給与」(Average Wage) (注4) の値の推移は、下記【表3】のとおりである(OECD (注3) の公表データによる)(甲 156)。

【表3】

	1992 年平均給与 (A)	2020 年平均給与 (B)	1992 年から 2020 年の 推移 (B÷A)
日本	37,483 米ドル	38,515 米ドル	102.7%up
韓国	23,796 米ドル	41,960 米ドル	176.3%up
独国	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%up
仏国	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%up
英国	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%up
米国	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%up

**ウ** 同**【表 3**】の示すとおり、1992~2020 年の 29 年間をみると、<u>一方で、</u>日本 国のみ、「平均給与」(Average Wage)<sup>(注 4)</sup>(甲 156)の値は、102.7%up してい るに留まり、停滞しているところ、

<u>他方で、</u>【表 3】の上記 5 国のそれらは、いずれも、右肩上がりでの値(例えば、126.2%up〈独〉~176.3%up〈韓国〉)である。日本の「平均給与」の値は、同 5 国のそれらと比べて、際立って劣後している。

日本国民が過去 29 年間の誠実に努力を重ね、勤労した結果が、該 29 年間の実績(102.7%up)である。

日本国民は、今後の 29 年間を予測するとして、「平均給与」が同他の 5 国並みの右肩上がりの値(例えば独国の 126.2%up)にするための有効な方策を容易に見出し得ないであろう。けだし、過去 29 年間に亘って、愚直に努力しても、日本国民は、尽に、有効な方策を見つけられなかった以上、向こう 29 年間を予想しても、楽観を正当化し得る根拠が不在であるからである。

エ しかし、米国連邦最高裁が、1964年に、人口比例選挙判決(Reynolds v. Sims)(甲34)を下したように、日本の最高裁が人口比例選挙判決を下せば、日本は、現在の非人口比例選挙から人口比例選挙又は人口比例に近い選挙に確実に変わる。

勿論、【日本の選挙制度が、非人口比例選挙から人口比例選挙又は人口比例に近い選挙に変わる】**だけで**、過去 29 年間の日本の「平均給与」の値の停滞が右肩上がりに変わることは、ないであろう。

しかしながら、裁判所の人口比例選挙判決は、日本の「平均給与」の値の過去 29年間の停滞を右肩上がりに変えるための**方策の1つ**であろう。

【日本の現在の著しい非人口比例選挙(但し、①衆院選(小選挙区)で1票の最大較差・1:2,079〈2021衆院選〉;②参院選(選挙区)で、1票の最大較差・1:3.03〈本件選挙〉)

を人口比例選挙又は人口比例に近似する選挙に変えること】は、裁判所の判決に よって実行可能なことである。**この事実は、重要である。** 

(4) 議院内閣制であっても、人口比例選挙であれば、【全国民の50%超(過半数)が、国会議員を通じて、内閣総理大臣(即ち、行政の長)を選出すること】が保障される。

即ち、日本でも、人口比例選挙になれば、主権を有する全国民の50%超(過半数)が、国会議員を通じて、行政の長(内閣総理大臣)を選出することになるので、日本は、主権を有する全国民の過半数(50%超)の意見が行政の長を決定する点で、韓国、台湾(但し、台湾も、「総統」選〈大統領選に相当。引用者注〉は、人口比例選挙。)に劣後することにならない。

- <sup>(注1)</sup> 総務省ウェブサイト:https://www.soumu.go.jp/main\_content/000255968.pdf 101 頁 参照
- <sup>(注2)</sup> 毎日新聞 (web) 2022/3/9 20:32 配信: <a href="https://mainichi.jp/articles/20220309/k00/00m/030/361000c">https://mainichi.jp/articles/20220309/k00/00m/030/361000c</a>
- (注3) 出典:外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/gaiyo.html) 「OECD (経済協力開発機構)の概要

令和3年7月19日

#### 1 沿革

1948 年、米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受入れ体制を整備するため、欧州経済協力機構(OEC)がパリに設立された。その後、欧州経済の復興に伴い、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として OEEC は発展的に改組され、1961 年に経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)が設立された。日本は1964 年に、原加盟国以外で初めて、また、非欧米諸国として初めて加盟した。

### 2 加盟国(以下の38か国)

#### (1) 原加盟国:

オーストリア、ベルギー、デンマーク、仏、独、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、伊、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、カナダ

## (2) その後の加盟国:

日本(1964年)、フィンランド(1969年)、豪(1971年)、二ュージーランド(1973年)、 メキシコ(1994年)、チェコ(1995年)、ハンガリー、ポーランド、韓国(以上 1996年)、スロバキア(2000年)、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア(以上 2010年)、ラトビア (2016年)、リトアニア(2018年)、コロンビア(2020年)、コスタリカ(2021年)

# (注4)「平均賃金 (Average wage)」:

「平均賃金は、国民経済計算に基づく賃金総額を、経済全体の平均雇用者数で割り、全雇用者の週平均労働時間に対するフルタイム雇用者 1 人当たりの週平均労働時間の割合を掛けることで得られます。この指標は、2020 年を基準年とする米ドルと購買力平価(PPP)で表記されます。」(但し、OECD 作成の定義)

出典: https://data.oecd.org/earnwage/average-wages.htm (甲 156)

以上